

【表紙】

【提出書類】	訂正有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2023年12月20日提出
【発行者名】	朝日ライフ アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 藤岡 通浩
【本店の所在の場所】	東京都杉並区和泉一丁目2番19号
【事務連絡者氏名】	岡部 武男
【電話番号】	03-3323-6201
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	ALAMCO ETF バランスファンド 積極型（投資一任専用） ALAMCO ETF バランスファンド やや積極型（投資一任専用） ALAMCO ETF バランスファンド 中立型（投資一任専用） ALAMCO ETF バランスファンド やや安定型（投資一任専用） ALAMCO ETF バランスファンド 安定型（投資一任専用）
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】	(1)当初申込額 ALAMCO ETF バランスファンド 積極型（投資一任専用） 200億円を上限とします。 ALAMCO ETF バランスファンド やや積極型（投資一任専用） 200億円を上限とします。 ALAMCO ETF バランスファンド 中立型（投資一任専用） 200億円を上限とします。 ALAMCO ETF バランスファンド やや安定型（投資一任専用） 200億円を上限とします。 ALAMCO ETF バランスファンド 安定型（投資一任専用） 200億円を上限とします。 (2)継続申込額 ALAMCO ETF バランスファンド 積極型（投資一任専用） 1兆円を上限とします。 ALAMCO ETF バランスファンド やや積極型（投資一任専用） 1兆円を上限とします。 ALAMCO ETF バランスファンド 中立型（投資一任専用） 1兆円を上限とします。 ALAMCO ETF バランスファンド やや安定型（投資一任専用） 1兆円を上限とします。 ALAMCO ETF バランスファンド 安定型（投資一任専用） 1兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2023年3月3日付をもって提出しました有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）について、2023年12月20日に半期報告書を提出したことに伴う関係情報の更新を行うため、本訂正届出書により訂正を行うものです。

2【訂正の内容】

<訂正前>および<訂正後>に記載している下線部_____は訂正部分を示し、<更新後>に記載している内容は原届出書の更新後の内容を示します。なお、「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況」および「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況」は原届出書の更新後の内容を記載しています。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

< 更新後 >

ファンドの目的

世界各国の取引所に上場されている投資信託証券（ETF）*への投資を通じて、日本を含む世界各国の株式、債券およびリート（不動産投資信託）等の資産に実質的に分散投資することにより、信託財産の成長を目指して運用を行います。

* 投資信託および外国投資信託の受益証券ならびに投資証券および外国投資証券をいいます。以下同じ。

当ファンドは、投資者がアイザワ証券株式会社と締結したゴール・ベース・アプローチに関する投資一任契約に基づいて投資される資金を運用するためのファンドです。

商品分類・属性区分

一般社団法人投資信託協会による当ファンドの商品分類・属性区分は次のとおりです。

< 各ファンド共通 >

・商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信	国内	株式 債券
	海外	不動産投信 その他資産 ()
追加型投信	内外	資産複合

・属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本を含む)	ファミリーファンド	あり ()
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年2回	日本		
不動産投信 その他資産 (投資信託証券(資産複合 (株式、債券、不動産投 信)、 資産配分変更型)	年4回	北米		
資産複合 資産配分固定型 資産配分変更型	年6回 (隔月)	欧州	ファンド・オブ・ファンズ	なし
	年12回 (毎月)	アジア		
	日々	オセアニア 中南米 アフリカ		
	その他 ()	中近東 (中東) エマージング		

< 各分類および区分の定義 >

商品分類

単位型・追加型	追加型投信	一度設定されたファンドであっても、その後追加設定が行われ、従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	内外	目論見書または信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

投資対象資産	資産複合	目論見書または信託約款において、株式、債券、不動産投信（リート）およびその他の資産のうち、複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
--------	------	--

属性区分

投資対象資産	その他資産 (投資信託証券(資産複合(株式、債券、不動産投信))、 資産配分変更型)	目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるもの若しくは固定的とする旨の記載がないものをいいます。なお、組み合わせている資産を列挙するものとします。
決算頻度	年1回	目論見書または信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	グローバル (日本を含む)	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産(日本を含む。)を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
為替ヘッジ	なし	目論見書または信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものをいいます。

（注1）上記は、一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。当ファンドが該当する商品分類・属性区分を反転表示しています。

（注2）属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

（注3）その他の商品分類・属性区分の詳細については、一般社団法人投資信託協会のホームページ
(<https://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

信託金の限度額

各ファンドにつき、2,000億円とします。

なお、委託会社は受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

ファンドの特色

ファンドの特色

1 日本を含む世界各国の資産に分散投資を行います。

- 投資信託証券への投資を通じて、日本を含む世界各国の株式、債券およびリート（不動産投資信託）等の資産に実質的に分散投資を行います。
- 当ファンドは次の8資産に分散投資を行います。
「国内株式」「先進国株式」「新興国株式」「国内債券」「先進国債券」「新興国債券」「国内リート」「海外リート」

2 予想リスクの水準に応じた資産配分を行います。

- 投資する投資信託証券は、各資産のそれぞれについて、投資対象ファンド（投資信託証券）の中から流動性等を勘案して選定します。なお、選定する投資信託証券は適宜見直しを行います。また、投資対象ファンド（投資信託証券）は追加または削除を行う場合があります。
- 各資産への投資配分比率は、ポートフォリオの予想リスク水準等を勘案して行われるアイザワ証券株式会社からの助言に基づき決定します。なお、投資配分比率は定期的に見直しを行います。

予想リスクの 水準	ETFバランスファンド				
	積極型	やや積極型	中立型	やや安定型	安定型
	14～18%	12～14%	10～12%	8～10%	6～8%

※予想リスクの水準は変更になる場合があります。

※株式や外貨建資産の組入比率が高くなるほど、ファンドのリスク（価格変動）が大きくなる傾向があります。

3 組入外貨建資産については、原則として、対円での為替ヘッジを行いません。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（２）【ファンドの沿革】

< 訂正前 >

2023年3月22日 信託契約締結、ファンドの設定・運用開始（予定）

< 訂正後 >

2023年3月22日 信託契約締結、ファンドの設定・運用開始

（３）【ファンドの仕組み】

<訂正前>

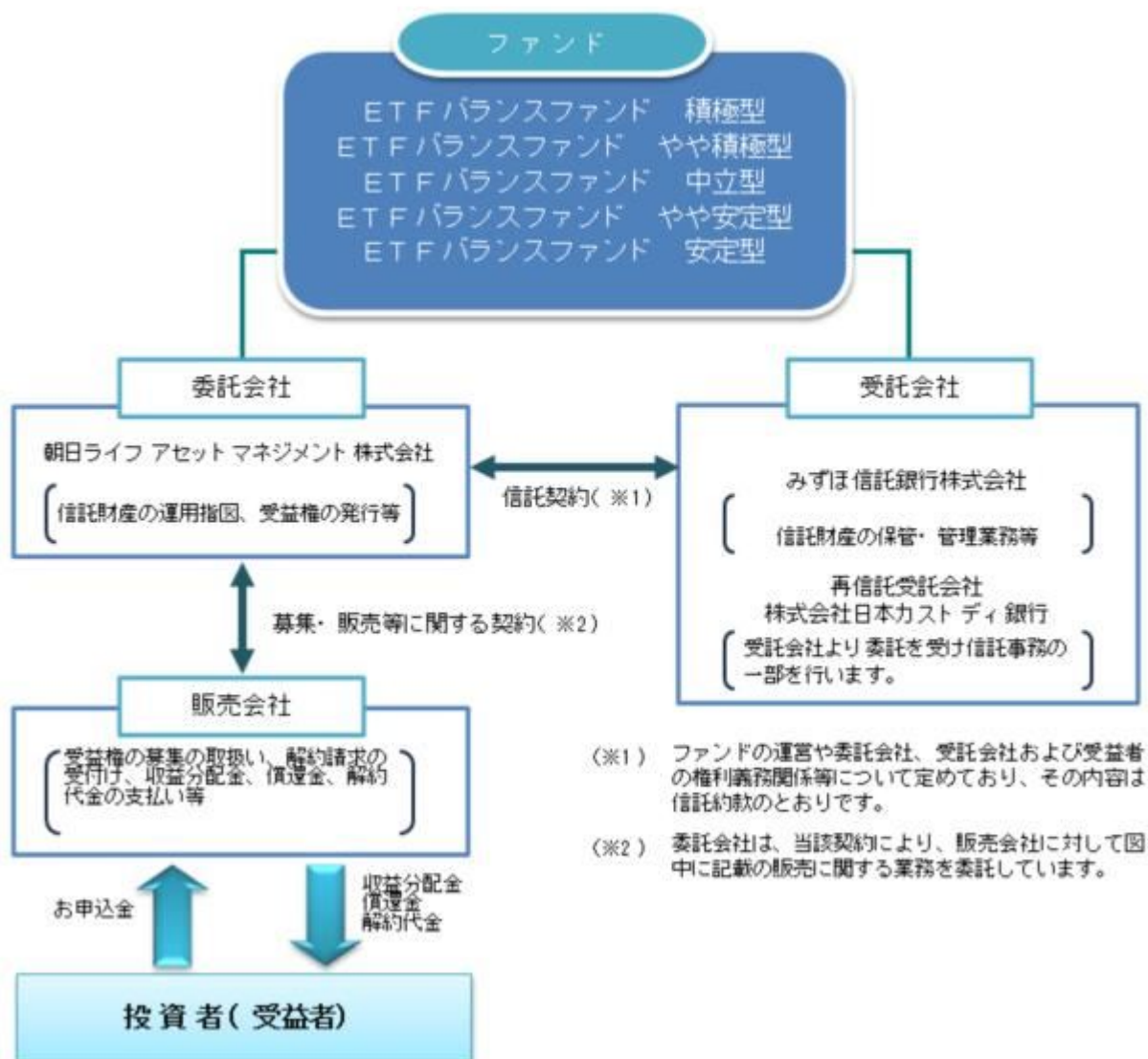
ファンドの運用はファンド・オブ・ファンズ方式で行います。

ファンド・オブ・ファンズとは、複数の投資信託（ファンズ）に投資する投資信託（ファンド）のことをいいます。

ファンドが組入対象とする投資対象ファンド（投資信託証券）は、追加・変更される場合があります。



ファンドの仕組み及び関係法人



委託会社の概況

1) 資本金の額(2022年12月末現在)

30億円

2) 会社の沿革

1985年7月 朝日生命投資顧問株式会社設立

1999年4月 朝日ライフ アセットマネジメント株式会社に商号変更

3) 大株主の状況(2022年12月末現在)

名称	住所	所有株式数	比率
朝日生命保険相互会社	東京都新宿区四谷一丁目6番1号	32,000株	100.0%

<訂正後>

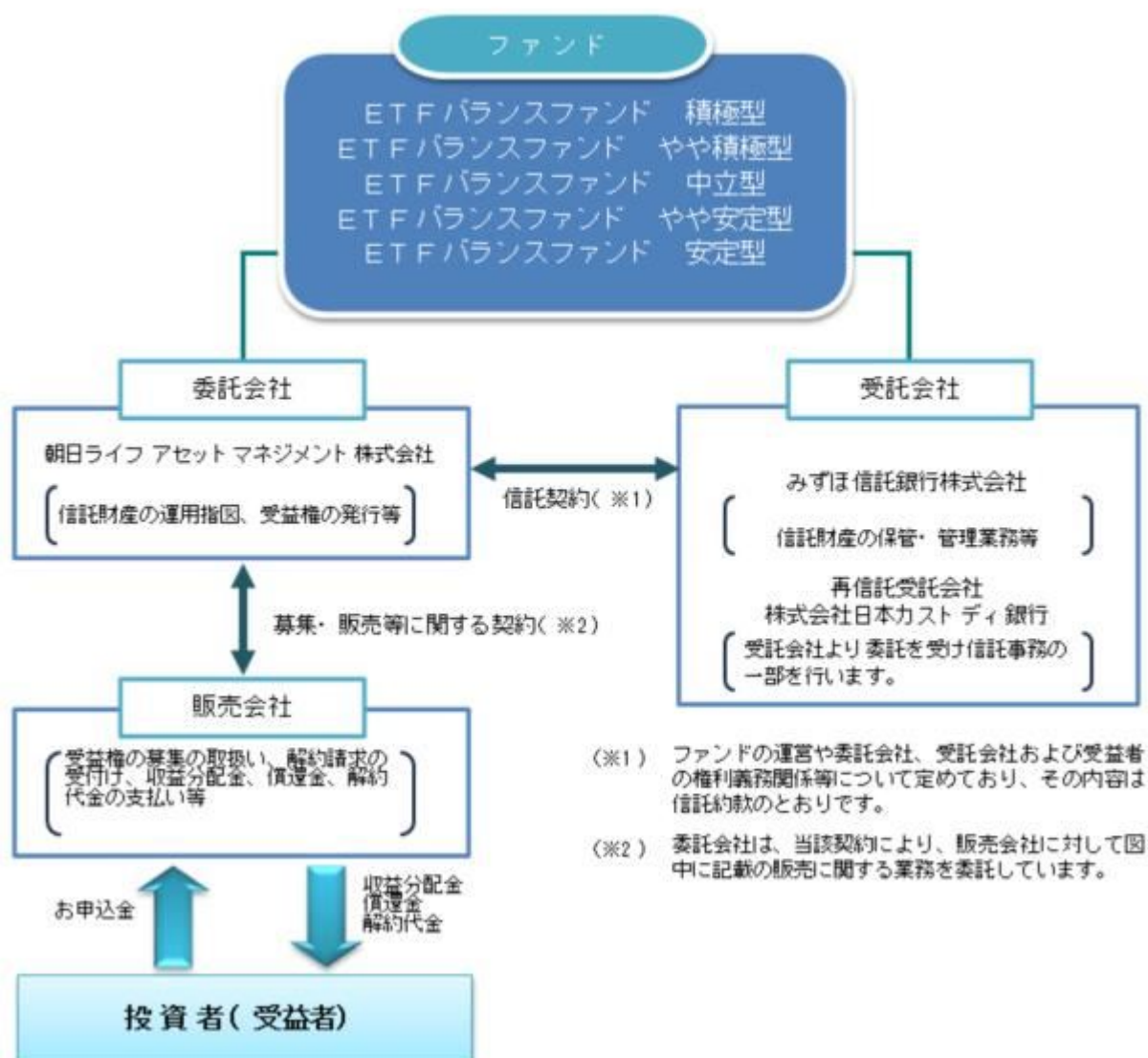
ファンドの運用はファンド・オブ・ファンズ方式で行います。

ファンド・オブ・ファンズとは、複数の投資信託（ファンズ）に投資する投資信託（ファンド）のことをいいます。

ファンドが組入対象とする投資対象ファンド（投資信託証券）は、追加・変更される場合があります。



ファンドの仕組み及び関係法人



委託会社の概況

1) 資本金の額 (2023年9月末現在)

30億円

2) 会社の沿革

1985年7月 朝日生命投資顧問株式会社設立

1999年4月 朝日ライフ アセットマネジメント株式会社に商号変更

3) 大株主の状況 (2023年9月末現在)

名称	住所	所有株式数	比率
朝日生命保険相互会社	東京都新宿区四谷一丁目6番1号	32,000株	100.0%

2 【投資方針】

(2) 【投資対象】

< 更新後 >

投資対象としている投資信託証券の概要は以下の通りです。

- ・すべての投資対象資産および投資対象ファンドに投資するとは限りません。
- ・投資対象ファンドは見直しを行うことがあります。

以下の内容は、本書作成時現在、委託会社が知り得る情報に基づいて作成しておりますが、今後記載内容が変更になることがあります。

(2023年9月末現在)

カテゴリー	ファンド名称		運用会社
	通貨		
国内株式			
1	日本円	iシェアーズ・コア TOPIX ETF	ブラックロック・ジャパン株式会社
2	日本円	NEXT FUNDS TOPIX連動型上場投信	野村アセットマネジメント株式会社
3	日本円	MAXIS トピックス上場投信	三菱UFJアセットマネジメント株式会社
4	日本円	ダイワ上場投信ートピックス	大和アセットマネジメント株式会社
先進国株式			
5	日本円	MAXIS 海外株式 (MSCIコクサイ) 上場投信	三菱UFJアセットマネジメント株式会社
6	日本円	NEXT FUNDS 外国株式・MSCI-KOKUSAI指数 (為替ヘッジなし) 連動型上場投信	野村アセットマネジメント株式会社
7	日本円	iシェアーズ・コア MSCI 先進国株 (除く日本) ETF	ブラックロック・ジャパン株式会社
8	日本円	上場インデックスファンド 海外先進国株式 (MSCI-KOKUSAI)	日興アセットマネジメント株式会社
9	米ドル	iShares Core S&P 500 ETF	ブラックロック
新興国株式			
10	日本円	上場インデックスファンド 海外新興国株式 (MSCI エマージング)	日興アセットマネジメント株式会社
11	米ドル	iShares Core MSCI Emerging Markets ETF	ブラックロック
12	日本円	iシェアーズ・コア MSCI 新興国株ETF	ブラックロック・ジャパン株式会社
国内債券			
13	日本円	NEXT FUNDS 国内債券・NOMURA-BPI総合連動型上場投信	野村アセットマネジメント株式会社
14	日本円	iシェアーズ・コア 日本国債 ETF	ブラックロック・ジャパン株式会社
先進国債券			
15	日本円	NEXT FUNDS 外国債券・FTSE世界国債インデックス (除く日本・為替ヘッジなし) 連動型上場投信	野村アセットマネジメント株式会社
16	日本円	上場インデックスファンド海外債券 (FTSE WGBI) 毎月分配型	日興アセットマネジメント株式会社
新興国債券			
17	日本円	上場インデックスファンド新興国債券	日興アセットマネジメント株式会社
18	米ドル	iShares J.P. Morgan USD Emerging Markets Bond ETF	ブラックロック
国内リート			
19	日本円	MAXIS リート上場投信	三菱UFJアセットマネジメント株式会社
20	日本円	iシェアーズ・コア リート ETF	ブラックロック・ジャパン株式会社
21	日本円	ダイワ上場投信ー東証REIT指数	大和アセットマネジメント株式会社
22	日本円	NEXT FUNDS 東証REIT指数連動型上場投信	野村アセットマネジメント株式会社
海外リート			
23	日本円	NEXT FUNDS外国REIT・S&P先進国REIT指数 (除く日本・為替ヘッジなし) 連動型上場投信	野村アセットマネジメント株式会社
24	日本円	iシェアーズ 米国リート ETF	ブラックロック・ジャパン株式会社

※2023年10月1日付で、三菱UFJ国際投信株式会社は、三菱UFJアセットマネジメント株式会社に商号変更しました。

各ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1) 次に掲げる特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)

- a. 有価証券
- b. 約束手形
- c. 金銭債権

2) 次に掲げる特定資産以外の資産

- a. 為替手形

委託会社は、信託金を主として別に定める投資信託証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1) コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- 2) 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
- 3) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの。
- 4) 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

なお、2)の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

委託会社は、信託金を、前記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形

前記 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記 に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

3【投資リスク】

< 更新後 >

リスクに関する留意点

- 1) ファンドは値動きのある有価証券等を投資対象としますので、組入有価証券等の値動きなどの影響により、基準価額が下落することがあります。したがって、投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、これを割り込むことがあります。ファンドは預貯金と異なります。
信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。
- 2) ファンドは金融機関の預金または保険契約ではありませんので、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関でご購入いただいた場合は、投資者保護基金による支払いの対象にはなりません。
- 3) ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 4) 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになり

ます。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。

ファンドの主なリスク

ファンドが有する主なリスクは以下の通りです。

1) 資産配分リスク

資産配分リスクとは、複数資産への投資（資産配分）を行った場合に、投資成果の悪い資産への配分が大きかったため、投資全体の成果も悪くなってしまうリスクをいいます。ファンドは、投資信託証券への投資を通じてわが国及び海外株式・債券・リート（不動産投資信託）等、さまざまな資産クラスの金融商品に投資を行います。投資比率が高い資産の価値が下落した場合や、複数の資産の価値が同時に下落した場合、ファンドの基準価額はより大きく影響を受け損失を被ることがあります。

2) 価格変動リスク

ファンドは、主としてわが国または外国の金融商品取引所に上場している投資信託証券等を組入れることにより運用を行います。投資信託証券の価額は、組入有価証券等の値動き、為替相場の変動等により上下します。また、実質的な組入有価証券の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の影響を受けます。

●株価変動リスク

企業の経営・財務状況の変化、国内外の政治、経済、社会情勢の変化等の影響を受けて株価が下落した場合には、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

ファンドが投資している企業が業績悪化や倒産等に陥った場合、その企業の株価は大きく下落し、ファンドの基準価額に大きな影響を及ぼすことがあります。

●リート（不動産投資信託）の価格変動リスク

一般にリート（不動産投資信託）が投資対象とする不動産の価値及び当該不動産から得る収入は、当該国または国際的な景気、経済、社会情勢等の変化等により変動します。リート（不動産投資信託）の価格及び分配金がその影響を受け下落した場合、ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。

3) 金利変動リスク

一般に金利が上昇した場合には、債券価格は下落し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

4) 為替変動リスク

外国為替相場の変動により外貨建資産の価格が変動するリスクをいいます。一般に外国為替相場が対円で下落した場合（円高の場合）には、円ベースの資産価格は下落し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

ファンドでは、外貨建資産について原則として対円での為替ヘッジを行いませんので、日本円と日本円以外の通貨間の為替相場の変動により、基準価額が大きく変動することがあります。

5) 信用リスク

ファンドは、投資信託証券を通じて、実質的に債券に投資を行います。債券の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、債券等の利息や償還金等をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなるリスク（債務不履行）をいいます。一般に債務不履行が生じた場合またはそれが予想される場合には、株式ならびに債券およびコマーシャル・ペーパー等の短期金融商品の価格は下落し（価格がゼロになることもあります。）、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、発行体の格付変更に伴い価格が下落するリスクもあります。

6) カントリーリスク

一般に、有価証券への投資は、その国の政治経済情勢、通貨規制、資本規制、税制等の要因によって影響を受けます。その結果、ファンドの投資対象有価証券の発行国の政治、経済、社会情勢等の変化により、金融市場が混乱し、資産価格が大きく変動することがあります。

7) 流動性リスク

ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価

格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

8) 繰上償還リスク

ファンドは、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合または受益者のため有利であると認めるときもしくはやむを得ない事情が発生したときなどには、繰上償還されることがあります。

9) その他の留意点

証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変等により閉鎖されることがあります。

リスク管理体制

ファンドのリスク管理は、社内規程やガイドライン等に基づき、運用部門のほか、管理部門およびコンプライアンス部門により行われています。また、リスク管理の状況は、委託会社の役員および各部門の代表者により構成されるリスク管理に関する委員会等において報告・検証され、必要に応じて改善される仕組みとなっています。

1) パフォーマンス評価とリスク管理

- a. パフォーマンスおよびリスクの状況は、社内で一元的に管理しています。パフォーマンス評価およびリスク管理を行う上で分析の基礎となるデータは、各種のリスクモデル等によりデータベース化しています。
- b. 当ファンドのリスク分析とパフォーマンスの要因分析の結果は、役員、運用責任者を主要参加メンバーとするパフォーマンスレビュー委員会において報告され、運用計画と運用成果との整合性を検証することにより、当ファンドの品質の維持管理に努めています。
- c. 運用部門へのフィードバックは、パフォーマンスレビュー委員会を通じて行っています。
- d. 委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産のモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行っています。取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督しています。

2) 運用にかかわるコンプライアンスチェック

- a. 担当ファンドマネジャー等においては、日次でリスク管理およびポジション管理を行っており、管理部門においても組入比率等の基礎数値を計算してリスク管理を行っています。
- b. 投資信託証券等の資産にかかる売買執行については、事後チェックを管理部門が担当し、そのチェック状況についてはコンプライアンス部門に報告を行っています。
- c. コンプライアンス部門においては、信託約款や運用計画書に規定された資産配分、運用内容の遵守状況、ファンド間売買等についてのチェックを行っています。
- d. コンプライアンス実践の責任者として、コンプライアンス・オフィサーを配置しています。コンプライアンス・オフィサーは社長の命を受けて、運用にかかるコンプライアンスの実践に関する基本方針を立案し、各部およびコンプライアンス部門に対して必要な指示を行う権限を有しています。
- e. コンプライアンス・オフィサーが主催し経営陣が参加して開催されるコンプライアンス委員会においては、コンプライアンス状況の報告が行われ、問題案件等がある場合には、それらについての対応策、改善策、是正措置等を協議決定することとしています。

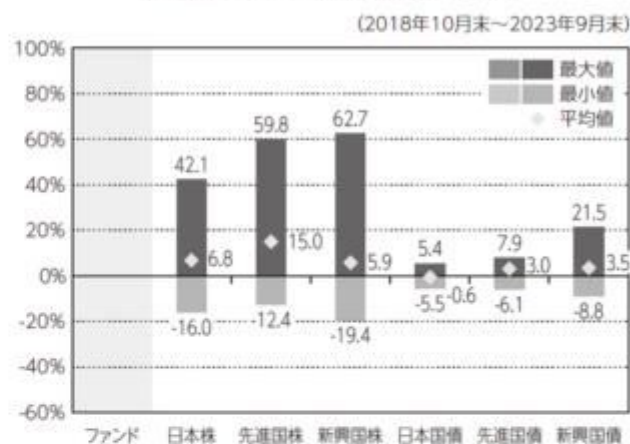
（注）委員会および部門の名称等は変更される場合があります。

〔参考情報〕

ETFバランスファンド 積極型

ファンドの年間騰落率および
分配金再投資基準価額の推移

- 年間騰落率は、運用期間が1年未満であるため、該当事項はありません。
- 分配金再投資基準価額は、設定日前日を10,000として指数化しています。
- 分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

ファンドと他の代表的な
資産クラスとの騰落率の比較

- グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
- 2018年10月から2023年9月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。なお、ファンドについては、運用期間が1年未満であるため、該当事項はありません。

※分配金再投資基準価額は税引前の分配金を再投資したものとみなして計算されており、実際の基準価額と異なる場合があります。

※決算日に対応した数値とは異なります。

※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※各資産クラスの指数

日本株 …… 東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)

先進国株 … MSCI-KOKUSAIインデックス (配当込み、円ベース)

新興国株 … MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)

日本国債 … NOMURA-BPI国債

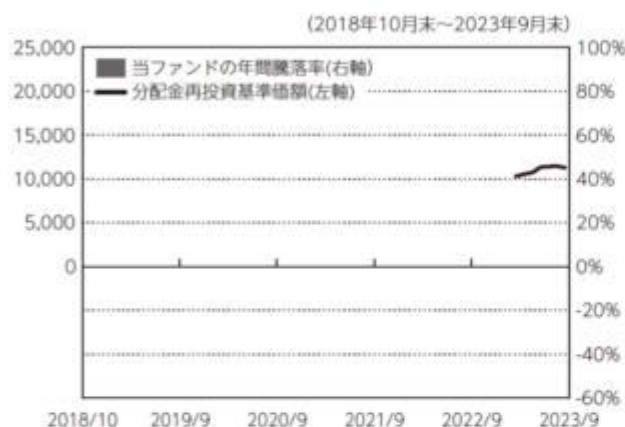
先進国債 … FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)

新興国債 … JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド (円ベース)

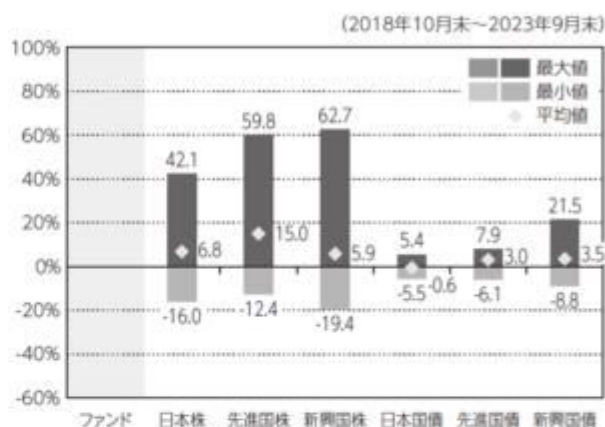
(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベース指数を使用しています。

〔参考情報〕

ETFバランスファンド やや積極型

ファンドの年間騰落率および
分配金再投資基準価額の推移

- 年間騰落率は、運用期間が1年未満であるため、該当事項はありません。
- 分配金再投資基準価額は、設定日前日を10,000として指数化しています。
- 分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

ファンドと他の代表的な
資産クラスとの騰落率の比較

- グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
- 2018年10月から2023年9月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。なお、ファンドについては、運用期間が1年未満であるため、該当事項はありません。

※分配金再投資基準価額は税引前の分配金を再投資したものとみなして計算されており、実際の基準価額と異なる場合があります。

※決算日に対応した数値とは異なります。

※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※各資産クラスの指数

日本株 …… 東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)

先進国株 … MSCI-KOKUSAIインデックス (配当込み、円ベース)

新興国株 … MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)

日本国債 … NOMURA-BPI国債

先進国債 … FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)

新興国債 … JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド (円ベース)

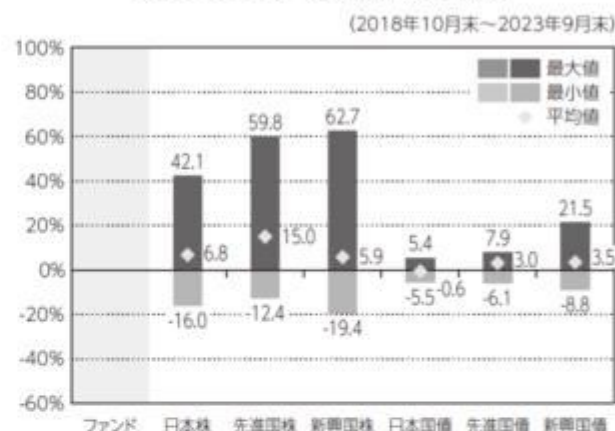
(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベース指数を使用しています。

〔参考情報〕

ETFバランスファンド 中立型

ファンドの年間騰落率および
分配金再投資基準価額の推移

- ・年間騰落率は、運用期間が1年未満であるため、該当事項はありません。
- ・分配金再投資基準価額は、設定日前日を10,000として指数化しています。
- ・分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

ファンドと他の代表的な
資産クラスとの騰落率の比較

- ・グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
- ・2018年10月から2023年9月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。なお、ファンドについては、運用期間が1年未満であるため、該当事項はありません。

※分配金再投資基準価額は税引前の分配金を再投資したものとみなして計算されており、実際の基準価額と異なる場合があります。

※決算日に対応した数値とは異なります。

※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※各資産クラスの指数

日本株 …… 東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)

先進国株 … MSCI-KOKUSAIインデックス (配当込み、円ベース)

新興国株 … MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)

日本国債 … NOMURA-BPI国債

先進国債 … FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)

新興国債 … JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド (円ベース)

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベース指数を使用しています。

〔参考情報〕

ETFバランスファンド やや安定型

ファンドの年間騰落率および
分配金再投資基準価額の推移



- 年間騰落率は、運用期間が1年未満であるため、該当事項はありません。
- 分配金再投資基準価額は、設定日前日を10,000として指数化しています。
- 分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

ファンドと他の代表的な
資産クラスとの騰落率の比較



- グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
- 2018年10月から2023年9月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。なお、ファンドについては、運用期間が1年未満であるため、該当事項はありません。

※分配金再投資基準価額は税引前の分配金を再投資したものとみなして計算されており、実際の基準価額と異なる場合があります。

※決算日に対応した数値とは異なります。

※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※各資産クラスの指数

日本株 …… 東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)

先進国株 … MSCI-KOKUSAIインデックス (配当込み、円ベース)

新興国株 … MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)

日本国債 … NOMURA-BPI国債

先進国債 … FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)

新興国債 … JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド (円ベース)

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベース指数を使用しています。

〔参考情報〕

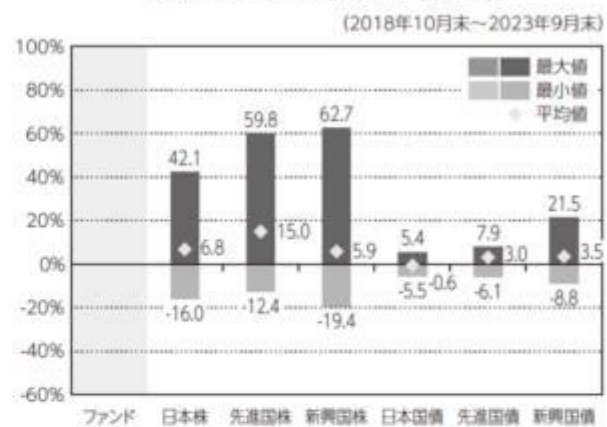
ETFバランスファンド 安定型

ファンドの年間騰落率および
分配金再投資基準価額の推移



- 年間騰落率は、運用期間が1年未満であるため、該当事項はありません。
- 分配金再投資基準価額は、設定日前日を10,000として指数化しています。
- 分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

ファンドと他の代表的な
資産クラスとの騰落率の比較



- グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
- 2018年10月から2023年9月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。なお、ファンドについては、運用期間が1年未満であるため、該当事項はありません。

※分配金再投資基準価額は税引前の分配金を再投資したものとみなして計算されており、実際の基準価額と異なる場合があります。

※決算日に対応した数値とは異なります。

※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※各資産クラスの指数

日本株 …… 東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)

先進国株 … MSCI-KOKUSAIインデックス (配当込み、円ベース)

新興国株 … MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)

日本国債 … NOMURA-BPI国債

先進国債 … FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)

新興国債 … JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド (円ベース)

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベース指数を使用しています。

○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害および一切の問題について、何らの責任も負いません。

東証株価指数（TOPIX）（配当込み）は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。

MSCI-KOKUSAI インデックス（配当込み、円ベース）は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。

MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。

NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。

FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド（円ベース）は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

4【手数料等及び税金】

（５）【課税上の取扱い】

< 訂正前 >

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度および未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。

個別元本について

- 1) 追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。

受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

- 2) 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより計算されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については、販売会社毎に個別元本が計算されます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、「分配金受取コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本が計算される場合があります。

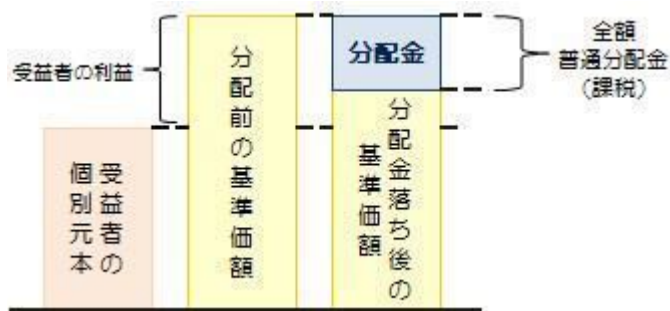
- 3) 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）とがあります。

- 1) 普通分配金

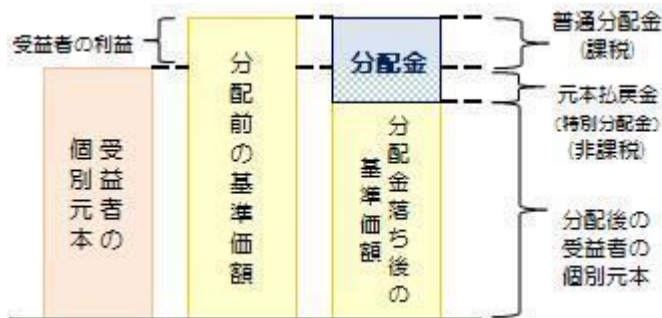
<イメージ図>



収益分配金落ち後の基準価額が、当該受益者の個別元本と同額または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

2) 元本払戻金(特別分配金)

<イメージ図>



収益分配金落ち後の基準価額が、当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

上図は、あくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、収益分配金の各水準等を示唆するものではありません。

税法等が改正された場合には、上記の内容が変更になることがあります。

個人、法人別の課税の取扱いについて

1) 個人の受益者に対する課税

a. 収益分配金に対する課税

個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち、課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、20.315%(所得税および復興特別所得税15.315%、地方税5%)の税率による源泉徴収が行われ、原則として確定申告の必要はありません。

なお、確定申告を行い、総合課税または申告分離課税を選択することもできます。

b. ご換金(解約)時および償還時における課税

解約時の解約価額^注および償還時の償還価額から取得費(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額を含みます。)を控除した差益(譲渡益)は、譲渡所得として課税対象となり、申告分離課税が適用されます。特定口座(源泉徴収あり)の利用も可能です。

その税率は、20.315%(所得税および復興特別所得税15.315%、地方税5%)です。

注:解約価額とは、基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額です。

c. 損益通算について

解約時および償還時の損失(譲渡損)については、確定申告により、上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当等や特定公社債等(公募公社債投資信託を含みます。)の利子所得および譲渡所得等との損益通算が可能です。また、解約時および償還時の譲渡益については、他の上場株式等の譲渡損との損益通算が可能です。

d. 少額投資非課税制度「愛称：NISA(ニーサ)」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。NISA口座での損失と他の口座での配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

2) 法人の受益者に対する課税

a. 収益分配金に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち、課税扱いとなる普通分配金については、

15.315%（所得税および復興特別所得税）の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。

b．ご換金（解約）時および償還時における課税

解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税および復興特別所得税）の税率で源泉徴収されます。地方税の徴収はありません。

c．益金不算入制度の適用はありません。

上記は、2022年12月末現在のもので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更される場合があります。

分配時において、外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

<訂正後>

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」の適用対象です。

個別元本について

1）追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。

受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

2）受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより計算されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については、販売会社毎に個別元本が計算されます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、「分配金受取コース」と「自動引き落とし投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本が計算される場合があります。

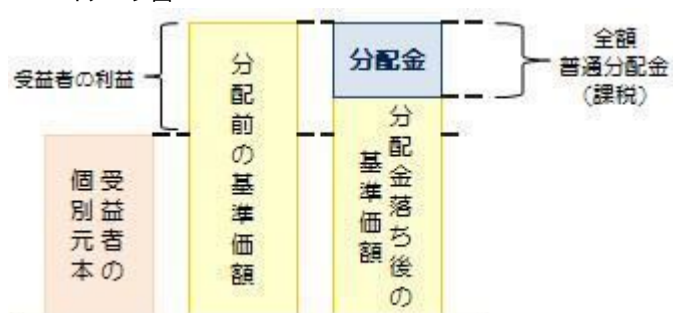
3）受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）とがあります。

1）普通分配金

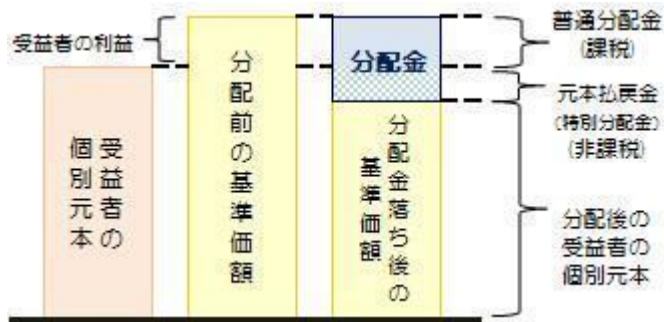
<イメージ図>



収益分配金落ち後の基準価額が、当該受益者の個別元本と同額または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

2）元本払戻金（特別分配金）

<イメージ図>



収益分配金落ち後の基準価額が、当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

上図は、あくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、収益分配金の各水準等を示唆するものではありません。税法等が改正された場合には、上記の内容が変更になることがあります。

個人、法人別の課税の取扱いについて

1) 個人の受益者に対する課税

a. 収益分配金に対する課税

個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち、課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、20.315%（所得税および復興特別所得税15.315%、地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、原則として確定申告の必要はありません。

なお、確定申告を行い、総合課税または申告分離課税を選択することもできます。

b. ご換金（解約）時および償還時における課税

解約時の解約価額^注および償還時の償還価額から取得費（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額を含みます。）を控除した差益（譲渡益）は、譲渡所得として課税対象となり、申告分離課税が適用されます。特定口座（源泉徴収あり）の利用も可能です。

その税率は、20.315%（所得税および復興特別所得税15.315%、地方税5%）です。

注：解約価額とは、基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額です。

c. 損益通算について

解約時および償還時の損失（譲渡損）については、確定申告により、上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当等や特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得および譲渡所得等との損益通算が可能です。また、解約時および償還時の譲渡益については、他の上場株式等の譲渡損との損益通算が可能です。

d. 少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となりますが、2024年1月1日以降は、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、2024年1月1日以降は、税法上の要件を満たした商品を購入した場合に限り、非課税の適用を受けることができます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

2) 法人の受益者に対する課税

a. 収益分配金に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち、課税扱いとなる普通分配金については、15.315%（所得税および復興特別所得税）の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。

b. ご換金（解約）時および償還時における課税

解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税および復興特別所得税）の税率で源泉徴収されます。地方税の徴収はありません。

c. 益金不算入制度の適用はありません。

上記は、2023年9月末現在のもので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更される場合があります。

分配時において、外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

2023年9月29日現在の状況を記載しています。

投資比率とは、純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（１）【投資状況】

A L A M C O E T F バランスファンド 積極型（投資一任専用）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	日本	154,668,612	98.01
コール・ローン等、その他の資産(負債控除後)	—	3,136,983	1.99
合計(純資産総額)		157,805,595	100.00

A L A M C O E T F バランスファンド やや積極型（投資一任専用）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	日本	171,337,280	98.03
コール・ローン等、その他の資産(負債控除後)	—	3,447,142	1.97
合計(純資産総額)		174,784,422	100.00

A L A M C O E T F バランスファンド 中立型（投資一任専用）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	日本	130,320,136	98.08
コール・ローン等、その他の資産(負債控除後)	—	2,553,040	1.92
合計(純資産総額)		132,873,176	100.00

A L A M C O E T F バランスファンド やや安定型（投資一任専用）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	日本	107,105,957	98.01
コール・ローン等、その他の資産(負債控除後)	—	2,169,774	1.99
合計(純資産総額)		109,275,731	100.00

A L A M C O E T F バランスファンド 安定型（投資一任専用）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	日本	113,635,471	98.01
コール・ローン等、その他の資産(負債控除後)	—	2,311,638	1.99
合計(純資産総額)		115,947,109	100.00

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

A L A M C O E T F バランスファンド 積極型（投資一任専用）

イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	投資信託受益証券	MAXIS 海外株式 (MSCI コクサイ) 上場投信	9,690	3,849	37,300,350	4,433	42,955,770	27.22
2	日本	投資信託受益証券	上場インデックスファンド海外新興国株式 (MSCI エマージング)	16,710	1,645	27,497,562	1,805	30,161,550	19.11
3	日本	投資信託受益証券	ISHARES・コア TOPIX ETF	11,997	2,103	25,240,707	2,401	28,804,797	18.25
4	日本	投資信託受益証券	NEXT FUNDS 外国債券・FTSE 世界国債 (除く日本・	18,810	972	18,297,280	1,018.5	19,157,985	12.14
5	日本	投資信託受益証券	NEXT FUNDS 外国REIT・S&P先進国REIT 指数	9,830	1,092	10,743,077	1,177	11,569,910	7.33
6	日本	投資信託受益証券	上場インデックスファンド新興国債券	206	43,945	9,052,718	46,930	9,667,580	6.13
7	日本	投資信託受益証券	MAXIS リート上場投信	4,840	1,844	8,928,922	1,902	9,205,680	5.83
8	日本	投資信託受益証券	NEXT FUNDS 国内債券・NOMURA - BPI 総合連動	3,400	945	3,215,465	925.1	3,145,340	1.99

ロ. 種類別投資比率

種類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	98.01
合計	98.01

ALAMCO ETF バランスファンド やや積極型 (投資一任専用)

イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	投資信託受益証券	MAXIS 海外株式 (MSCI コクサイ) 上場投信	7,190	3,920	28,191,124	4,433	31,873,270	18.24
2	日本	投資信託受益証券	NEXT FUNDS 外国債券・FTSE 世界国債 (除く日本・	28,410	981	27,894,351	1,018.5	28,935,585	16.56
3	日本	投資信託受益証券	ISHARES・コア TOPIX ETF	11,847	2,119	25,111,113	2,401	28,444,647	16.27
4	日本	投資信託受益証券	上場インデックスファンド海外新興国株式 (MSCI エマージング)	12,370	1,662	20,559,209	1,805	22,327,850	12.77
5	日本	投資信託受益証券	NEXT FUNDS 外国REIT・S&P先進国REIT 指数	14,760	1,106	16,334,458	1,177	17,372,520	9.94
6	日本	投資信託受益証券	上場インデックスファンド新興国債券	310	44,408	13,766,594	46,930	14,548,300	8.32
7	日本	投資信託受益証券	NEXT FUNDS 国内債券・NOMURA - BPI 総合連動	15,080	945	14,252,903	925.1	13,950,508	7.98
8	日本	投資信託受益証券	MAXIS リート上場投信	7,300	1,854	13,540,259	1,902	13,884,600	7.94

ロ. 種類別投資比率

種類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	98.03
合計	98.03

ALAMCO ETF バランスファンド 中立型 (投資一任専用)

イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
----	--------	----	-----	----	-------------------	-------------------	------------------	------------------	-----------------

1	日本	投資信託受益証券	NEXT FUNDS 国内債券・NOMURA - BPI 総合連動	32,800	947	31,089,808	925.1	30,343,280	22.84
2	日本	投資信託受益証券	MAXIS 海外株式（MSCI コクサイ）上場投信	4,630	3,796	17,578,638	4,433	20,524,790	15.45
3	日本	投資信託受益証券	NEXT FUNDS 外国債券・FTSE 世界国債（除く日本・	20,100	968	19,458,346	1,018.5	20,471,850	15.41
4	日本	投資信託受益証券	ISHIARU・COA TOPIX ETF	7,676	2,067	15,869,662	2,401	18,430,076	13.87
5	日本	投資信託受益証券	上場インデックスファンド海外新興国株式（MSCI エマージング	8,000	1,626	13,011,487	1,805	14,440,000	10.87
6	日本	投資信託受益証券	上場インデックスファンド新興国債券	218	43,537	9,491,099	46,930	10,230,740	7.70
7	日本	投資信託受益証券	NEXT FUNDS 外国REIT・S&P先進国REIT指数	7,480	1,086	8,123,904	1,177	8,803,960	6.63
8	日本	投資信託受益証券	MAXIS リート上場投信	3,720	1,838	6,840,611	1,902	7,075,440	5.32

ロ.種類別投資比率

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	98.08
合計	98.08

ALAMCO ETF バランスファンド やや安定型（投資一任専用）

イ.評価額上位銘柄明細

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (％)
1	日本	投資信託受益証券	NEXT FUNDS 国内債券・NOMURA - BPI 総合連動	39,360	950	37,423,488	925.1	36,411,936	33.32
2	日本	投資信託受益証券	NEXT FUNDS 外国債券・FTSE 世界国債（除く日本・	17,930	956	17,149,186	1,018.5	18,261,705	16.71
3	日本	投資信託受益証券	MAXIS 海外株式（MSCI コクサイ）上場投信	3,140	3,653	11,471,998	4,433	13,919,620	12.74
4	日本	投資信託受益証券	ISHIARU・COA TOPIX ETF	5,206	2,014	10,485,664	2,401	12,499,606	11.44
5	日本	投資信託受益証券	上場インデックスファンド海外新興国株式（MSCI エマージング	5,430	1,592	8,646,541	1,805	9,801,150	8.97
6	日本	投資信託受益証券	上場インデックスファンド新興国債券	194	42,834	8,309,921	46,930	9,104,420	8.33
7	日本	投資信託受益証券	NEXT FUNDS 外国REIT・S&P先進国REIT指数	3,340	1,054	3,522,272	1,177	3,931,180	3.60
8	日本	投資信託受益証券	MAXIS リート上場投信	1,670	1,820	3,040,382	1,902	3,176,340	2.91

ロ.種類別投資比率

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	98.01
合計	98.01

ALAMCO ETF バランスファンド 安定型（投資一任専用）

イ.評価額上位銘柄明細

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (％)
1	日本	投資信託受益証券	NEXT FUNDS 国内債券・NOMURA - BPI 総合連動	52,540	949	49,910,898	925.1	48,604,754	41.92

2	日本	投資信託受益証券	NEXT FUNDS 外国債券・FTSE世界国債（除く日本・	23,930	964	23,071,433	1,018.5	24,372,705	21.02
3	日本	投資信託受益証券	MAXIS 海外株式（MSCIコクサイ）上場投信	2,760	3,734	10,305,967	4,433	12,235,080	10.55
4	日本	投資信託受益証券	Iシェアーズ・コア TOPIX ETF	4,562	2,038	9,301,370	2,401	10,953,362	9.45
5	日本	投資信託受益証券	上場インデックスファンド海外新興国株式（MSCIエマージング	4,730	1,609	7,610,965	1,805	8,537,650	7.36
6	日本	投資信託受益証券	上場インデックスファンド新興国債券	82	43,143	3,537,737	46,930	3,848,260	3.32
7	日本	投資信託受益証券	NEXT FUNDS 外国REIT・S & P先進国REIT指数	2,380	1,070	2,547,594	1,177	2,801,260	2.42
8	日本	投資信託受益証券	MAXIS リート上場投信	1,200	1,828	2,194,556	1,902	2,282,400	1.97

ロ.種類別投資比率

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	98.01
合計	98.01

【投資不動産物件】

ALAMCO ETF バランスファンド 積極型（投資一任専用）

該当事項はありません。

ALAMCO ETF バランスファンド やや積極型（投資一任専用）

該当事項はありません。

ALAMCO ETF バランスファンド 中立型（投資一任専用）

該当事項はありません。

ALAMCO ETF バランスファンド やや安定型（投資一任専用）

該当事項はありません。

ALAMCO ETF バランスファンド 安定型（投資一任専用）

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

ALAMCO ETF バランスファンド 積極型（投資一任専用）

該当事項はありません。

ALAMCO ETF バランスファンド やや積極型（投資一任専用）

該当事項はありません。

ALAMCO ETF バランスファンド 中立型（投資一任専用）

該当事項はありません。

ALAMCO ETF バランスファンド やや安定型（投資一任専用）

該当事項はありません。

ALAMCO ETF バランスファンド 安定型（投資一任専用）

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

A L A M C O E T F バランスファンド 積極型（投資一任専用）

期別	純資産総額（円）		1万口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
2023年 3月末日	103,364,279	—	10,336	—
4月末日	112,616,679	—	10,559	—
5月末日	114,028,183	—	10,788	—
6月末日	120,485,398	—	11,502	—
7月末日	121,065,279	—	11,660	—
8月末日	123,421,620	—	11,683	—
9月末日	157,805,595	—	11,506	—

A L A M C O E T F バランスファンド やや積極型（投資一任専用）

期別	純資産総額（円）		1万口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
2023年 3月末日	102,938,066	—	10,294	—
4月末日	105,112,542	—	10,511	—
5月末日	108,099,844	—	10,706	—
6月末日	115,280,039	—	11,309	—
7月末日	116,250,847	—	11,403	—
8月末日	152,197,942	—	11,447	—
9月末日	174,784,422	—	11,270	—

A L A M C O E T F バランスファンド 中立型（投資一任専用）

期別	純資産総額（円）		1万口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
2023年 3月末日	102,429,278	—	10,243	—
4月末日	104,261,927	—	10,416	—
5月末日	105,960,022	—	10,584	—
6月末日	111,027,284	—	11,088	—
7月末日	111,453,652	—	11,128	—
8月末日	119,432,755	—	11,140	—
9月末日	132,873,176	—	10,989	—

A L A M C O E T F バランスファンド やや安定型（投資一任専用）

期別	純資産総額（円）		1万口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
2023年 3月末日	101,999,353	—	10,200	—
4月末日	103,377,456	—	10,338	—
5月末日	104,890,268	—	10,488	—
6月末日	109,147,102	—	10,915	—
7月末日	109,097,003	—	10,910	—

8月末日	110,591,701	—	10,909	—
9月末日	109,275,731	—	10,779	—

A L A M C O E T F バランスファンド 安定型（投資一任専用）

期別	純資産総額（円）		1万口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
2023年 3月末日	101,623,416	—	10,162	—
4月末日	102,790,095	—	10,279	—
5月末日	104,075,765	—	10,408	—
6月末日	107,668,536	—	10,767	—
7月末日	107,190,487	—	10,719	—
8月末日	107,166,018	—	10,716	—
9月末日	115,947,109	—	10,594	—

【分配の推移】

A L A M C O E T F バランスファンド 積極型（投資一任専用）

該当事項はありません。

A L A M C O E T F バランスファンド やや積極型（投資一任専用）

該当事項はありません。

A L A M C O E T F バランスファンド 中立型（投資一任専用）

該当事項はありません。

A L A M C O E T F バランスファンド やや安定型（投資一任専用）

該当事項はありません。

A L A M C O E T F バランスファンド 安定型（投資一任専用）

該当事項はありません。

【収益率の推移】

A L A M C O E T F バランスファンド 積極型（投資一任専用）

期	計算期間	収益率（％）
第1中間計算期間	2023年 3月22日～2023年 9月21日	16.4

(注) 各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

A L A M C O E T F バランスファンド やや積極型（投資一任専用）

期	計算期間	収益率（％）
第1中間計算期間	2023年 3月22日～2023年 9月21日	14.1

(注) 各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

A L A M C O E T F バランスファンド 中立型（投資一任専用）

期	計算期間	収益率（％）
---	------	--------

第1中間計算期間	2023年 3月22日～2023年 9月21日	11.0
----------	-------------------------	------

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

A L A M C O E T F バランスファンド やや安定型（投資一任専用）

期	計算期間	収益率（％）
第1中間計算期間	2023年 3月22日～2023年 9月21日	8.7

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

A L A M C O E T F バランスファンド 安定型（投資一任専用）

期	計算期間	収益率（％）
第1中間計算期間	2023年 3月22日～2023年 9月21日	6.7

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（４）【設定及び解約の実績】

A L A M C O E T F バランスファンド 積極型（投資一任専用）

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1中間計算期間	2023年 3月22日～2023年 9月21日	114,122,485	2,924,144

(注)第1中間計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

A L A M C O E T F バランスファンド やや積極型（投資一任専用）

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1中間計算期間	2023年 3月22日～2023年 9月21日	132,967,895	—

(注)第1中間計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

A L A M C O E T F バランスファンド 中立型（投資一任専用）

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1中間計算期間	2023年 3月22日～2023年 9月21日	120,918,488	8,981

(注)第1中間計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

A L A M C O E T F バランスファンド やや安定型（投資一任専用）

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1中間計算期間	2023年 3月22日～2023年 9月21日	101,384,999	9,609

(注)第1中間計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

A L A M C O E T F バランスファンド 安定型（投資一任専用）

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1中間計算期間	2023年 3月22日～2023年 9月21日	109,817,098	373,100

(注)第1中間計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

参考情報

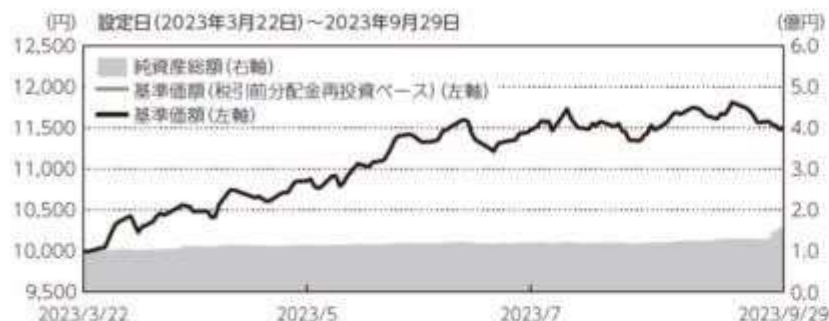
運用実績

(2023年9月29日現在)

ETFバランスファンド 積極型

■ 基準価額・純資産の推移

基準価額 11,506円 純資産総額 1.57億円



※基準価額は信託報酬控除後です。

※分配金再投資基準価額は信託報酬控除後であり、税引前分配金を再投資したものと計算しています。

※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

■ 分配の推移

該当事項はありません。

■ 主要な資産の状況

※当ファンドが投資する各ETFへの投資比率に基づきます。

順位	資産クラス	上場国	ファンド名	運用会社	純資産比
1	先進国株式	日本	MAXIS 海外株式 (MSCIコクサイ) 上場投信	三菱UFJアセットマネジメント株式会社	27.2%
2	新興国株式	日本	上場インデックスファンド 海外新興国株式 (MSCI エマージング)	日興アセットマネジメント株式会社	19.1%
3	国内株式	日本	iシェアーズ・コア TOPIX ETF	ブラックロック・ジャパン株式会社	18.3%
4	先進国債券	日本	NEXT FUNDS 外国債券・FTSE世界国債インデックス (除く日本・為替ヘッジなし) 連動型上場投信	野村アセットマネジメント株式会社	12.1%
5	海外リート	日本	NEXT FUNDS 外国REIT・S&P先進国REIT指数 (除く日本・為替ヘッジなし) 連動型上場投信	野村アセットマネジメント株式会社	7.3%
6	新興国債券	日本	上場インデックスファンド 新興国債券	日興アセットマネジメント株式会社	6.1%
7	国内リート	日本	MAXIS リート上場投信	三菱UFJアセットマネジメント株式会社	5.8%
8	国内債券	日本	NEXT FUNDS 国内債券・NOMURA-BPI総合連動型上場投信	野村アセットマネジメント株式会社	2.0%

※2023年10月1日付で、三菱UFJ国際投信株式会社は、三菱UFJアセットマネジメント株式会社に商号変更しました。

■ 年間収益率の推移



※年間収益率は、税引前分配金を再投資したものと計算しています。

※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

※2023年は設定日(3月22日)から9月29日までの収益率を表示しています。

※ファンドにはベンチマークはありません。

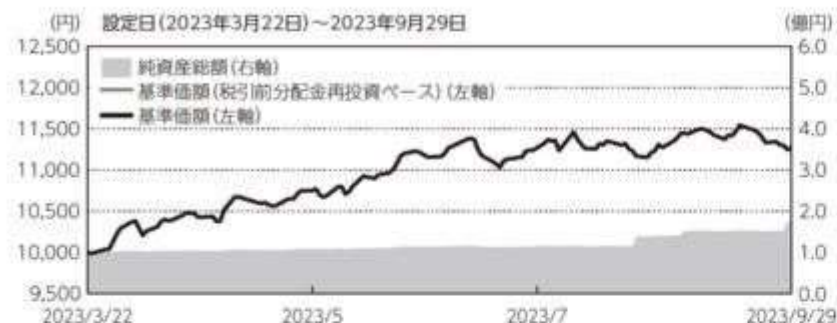
・ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
 ・最新の運用状況は、委託会社のホームページで確認することができます。

(2023年9月29日現在)

ETFバランスファンド やや積極型

■ 基準価額・純資産の推移

基準価額 11,270円 純資産総額 1.74億円



※基準価額は信託報酬控除後です。

※分配金再投資基準価額は信託報酬控除後であり、税引前分配金を再投資したものと計算しています。

※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

■ 分配の推移

該当事項はありません。

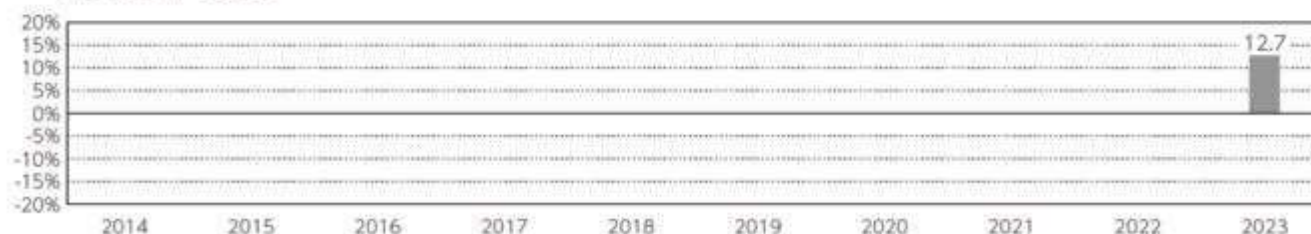
■ 主要な資産の状況

※当ファンドが投資する各ETFへの投資比率に基づきます。

順位	資産クラス	上場国	ファンド名	運用会社	純資産比
1	先進国株式	日本	MAXIS 海外株式 (MSCIコクサイ) 上場投信	三菱UFJアセットマネジメント株式会社	18.2%
2	先進国債券	日本	NEXT FUNDS 外国債券・FTSE世界国債インデックス (除く日本・為替ヘッジなし) 運動型上場投信	野村アセットマネジメント株式会社	16.6%
3	国内株式	日本	iシェアーズ・コア TOPIX ETF	ブラックロック・ジャパン株式会社	16.3%
4	新興国株式	日本	上場インデックスファンド 海外新興国株式 (MSCI エマージング)	日興アセットマネジメント株式会社	12.8%
5	海外リート	日本	NEXT FUNDS 外国REIT・S&P先進国REIT指数 (除く日本・為替ヘッジなし) 運動型上場投信	野村アセットマネジメント株式会社	9.9%
6	新興国債券	日本	上場インデックスファンド 新興国債券	日興アセットマネジメント株式会社	8.3%
7	国内債券	日本	NEXT FUNDS 国内債券・NOMURA-BPI総合運動型上場投信	野村アセットマネジメント株式会社	8.0%
8	国内リート	日本	MAXIS リート上場投信	三菱UFJアセットマネジメント株式会社	7.9%

※2023年10月1日付で、三菱UFJ国際投信株式会社は、三菱UFJアセットマネジメント株式会社に商号変更しました。

■ 年間収益率の推移



※年間収益率は、税引前分配金を再投資したものと計算しています。

※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

※2023年は設定日(3月22日)から9月29日までの収益率を表示しています。

※ファンドにはベンチマークはありません。

- ・ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
- ・最新の運用状況は、委託会社のホームページで確認することができます。

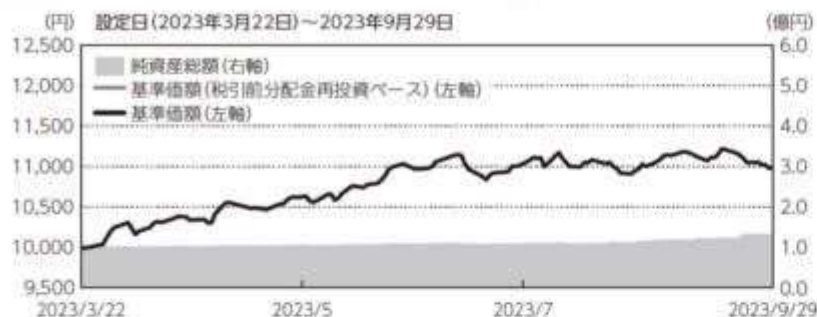
運用実績

(2023年9月29日現在)

ETFバランスファンド 中立型

■ 基準価額・純資産の推移

基準価額 10,989円 純資産総額 1.32億円



※基準価額は信託報酬控除後です。

※分配金再投資基準価額は信託報酬控除後であり、税引前分配金を再投資したものと計算しています。

※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

■ 分配の推移

該当事項はありません。

■ 主要な資産の状況

※当ファンドが投資する各ETFへの投資比率に基づきます。

順位	資産クラス	上場国	ファンド名	運用会社	純資産比
1	国内債券	日本	NEXT FUNDS 国内債券・NOMURA-BPI総合連動型上場投信	野村アセットマネジメント株式会社	22.8%
2	先進国株式	日本	MAXIS 海外株式(MSCIコクサイ) 上場投信	三菱UFJアセットマネジメント株式会社	15.4%
3	先進国債券	日本	NEXT FUNDS 外国債券・FTSE世界国債インデックス(除く日本・為替ヘッジなし) 連動型上場投信	野村アセットマネジメント株式会社	15.4%
4	国内株式	日本	iシェアーズ・コア TOPIX ETF	ブラックロック・ジャパン株式会社	13.9%
5	新興国株式	日本	上場インデックスファンド 海外新興国株式(MSCI エマージング)	日興アセットマネジメント株式会社	10.9%
6	新興国債券	日本	上場インデックスファンド新興国債券	日興アセットマネジメント株式会社	7.7%
7	海外リート	日本	NEXT FUNDS外国REIT・S&P先進国REIT指数(除く日本・為替ヘッジなし) 連動型上場投信	野村アセットマネジメント株式会社	6.6%
8	国内リート	日本	MAXIS Jリート上場投信	三菱UFJアセットマネジメント株式会社	5.3%

※2023年10月1日付で、三菱UFJ国際投信株式会社は、三菱UFJアセットマネジメント株式会社に商号変更しました。

■ 年間収益率の推移



※年間収益率は、税引前分配金を再投資したものと計算しています。

※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

※2023年は設定日(3月22日)から9月29日までの収益率を表示しています。

※ファンドにはベンチマークはありません。

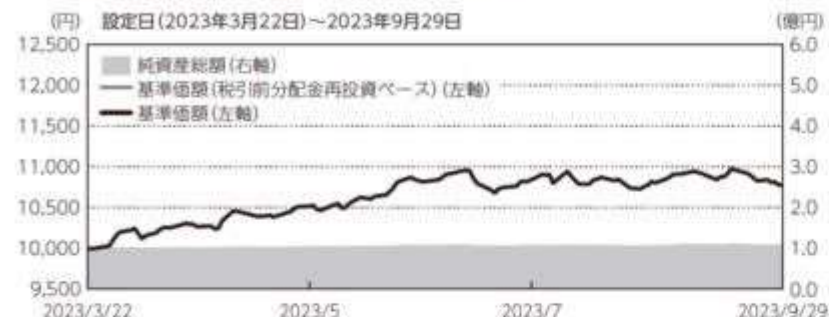
- ・ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
- ・最新の運用状況は、委託会社のホームページで確認することができます。

(2023年9月29日現在)

ETFバランスファンド やや安定型

■ 基準価額・純資産の推移

基準価額 10,779円 純資産総額 1.09億円



※基準価額は信託報酬控除後です。

※分配金再投資基準価額は信託報酬控除後であり、税引前分配金を再投資したものと計算しています。

※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

■ 分配の推移

該当事項はありません。

■ 主要な資産の状況

※当ファンドが投資する各ETFへの投資比率に基づきます。

順位	資産クラス	上場国	ファンド名	運用会社	純資産比
1	国内債券	日本	NEXT FUNDS 国内債券・NOMURA-BPI総合連動型上場投信	野村アセットマネジメント株式会社	33.3%
2	先進国債券	日本	NEXT FUNDS 外国債券・FTSE世界国債インデックス(除く日本・為替ヘッジなし) 連動型上場投信	野村アセットマネジメント株式会社	16.7%
3	先進国株式	日本	MAXIS 海外株式(MSCIコグサイ) 上場投信	三菱UFJアセットマネジメント株式会社	12.7%
4	国内株式	日本	iシェアーズ・コア TOPIX ETF	ブラックロック・ジャパン株式会社	11.4%
5	新興国株式	日本	上場インデックスファンド 海外新興国株式(MSCI エマージング)	日興アセットマネジメント株式会社	9.0%
6	新興国債券	日本	上場インデックスファンド新興国債券	日興アセットマネジメント株式会社	8.3%
7	海外リート	日本	NEXT FUNDS外国REIT・S&P先進国REIT指数(除く日本・為替ヘッジなし) 連動型上場投信	野村アセットマネジメント株式会社	3.6%
8	国内リート	日本	MAXIS リート上場投信	三菱UFJアセットマネジメント株式会社	2.9%

※2023年10月1日付で、三菱UFJ国際投信株式会社は、三菱UFJアセットマネジメント株式会社に商号変更しました。

■ 年間収益率の推移



※年間収益率は、税引前分配金を再投資したものと計算しています。

※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

※2023年は設定日(3月22日)から9月29日までの収益率を表示しています。

※ファンドにはベンチマークはありません。

・ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

・最新の運用状況は、委託会社のホームページで確認することができます。

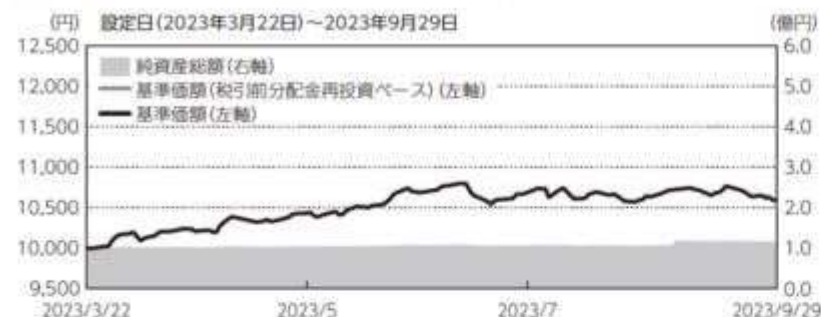
運用実績

(2023年9月29日現在)

ETFバランスファンド 安定型

■ 基準価額・純資産の推移

基準価額 10,594円 純資産総額 1.15億円



※基準価額は信託報酬控除後です。

※分配金再投資基準価額は信託報酬控除後であり、税引前分配金を再投資したものと計算しています。

※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

■ 分配の推移

該当事項はありません。

■ 主要な資産の状況

※当ファンドが投資する各ETFへの投資比率に基づきます。

順位	資産クラス	上場国	ファンド名	運用会社	純資産比
1	国内債券	日本	NEXT FUNDS 国内債券・NOMURA-BPI総合連動型上場投信	野村アセットマネジメント株式会社	41.9%
2	先進国債券	日本	NEXT FUNDS 外国債券・FTSE世界国債インデックス(除く日本・為替ヘッジなし) 連動型上場投信	野村アセットマネジメント株式会社	21.0%
3	先進国株式	日本	MAXIS 海外株式(MSCIコクサイ) 上場投信	三菱UFJアセットマネジメント株式会社	10.6%
4	国内株式	日本	iシェアーズ・コア TOPIX ETF	ブラックロック・ジャパン株式会社	9.4%
5	新興国株式	日本	上場インデックスファンド 海外新興国株式(MSCI エマージング)	日興アセットマネジメント株式会社	7.4%
6	新興国債券	日本	上場インデックスファンド 新興国債券	日興アセットマネジメント株式会社	3.3%
7	海外リート	日本	NEXT FUNDS 外国REIT・S&P先進国REIT指数(除く日本・為替ヘッジなし) 連動型上場投信	野村アセットマネジメント株式会社	2.4%
8	国内リート	日本	MAXIS リート上場投信	三菱UFJアセットマネジメント株式会社	2.0%

※2023年10月1日付で、三菱UFJ国際投信株式会社は、三菱UFJアセットマネジメント株式会社に商号変更しました。

■ 年間収益率の推移



※年間収益率は、税引前分配金を再投資したものと計算しています。

※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

※2023年は設定日(3月22日)から9月29日までの収益率を表示しています。

※ファンドにはベンチマークはありません。

- ・ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
- ・最新の運用状況は、委託会社のホームページで確認することができます。

第3【ファンドの経理状況】

当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）ならびに同規則第38条の3および第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期中間計算期間（2023年3月22日から2023年9月21日まで）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

【中間財務諸表】

【ALAMCO ETF バランスファンド 積極型（投資一任専用）】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)	
第1期中間計算期間 (2023年 9月21日現在)	
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	3,662,892
投資信託受益証券	126,141,281
未収配当金	481,867
流動資産合計	130,286,040
資産合計	130,286,040
負債の部	
流動負債	
未払受託者報酬	19,231
未払委託者報酬	826,927
未払利息	10
その他未払費用	6,456
流動負債合計	852,624
負債合計	852,624
純資産の部	
元本等	
元本	111,198,341
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	18,235,075
元本等合計	129,433,416
純資産合計	129,433,416
負債純資産合計	130,286,040

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)	
第1期中間計算期間 自 2023年 3月22日 至 2023年 9月21日	
営業収益	
受取配当金	1,231,270
有価証券売買等損益	16,605,344
営業収益合計	17,836,614
営業費用	
支払利息	2,593
受託者報酬	19,231
委託者報酬	826,927
その他費用	14,517
営業費用合計	863,268

第1期中間計算期間
自 2023年 3月22日
至 2023年 9月21日

営業利益又は営業損失（ ）	16,973,346
経常利益又は経常損失（ ）	16,973,346
中間純利益又は中間純損失（ ）	16,973,346
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額	309,956
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,581,502
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,581,502
剰余金減少額又は欠損金増加額	9,817
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	9,817
分配金	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	18,235,075

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、中間計算期間末日の金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、投資信託受益証券の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、未だ確定していない場合は予想配当金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	当ファンドの計算期間は原則として、毎年1月26日から翌年1月25日までとなっております。ただし、当ファンドは設定日が2023年 3月22日のため第1期中間計算期間は2023年 3月22日から2023年 9月21日までとなっております。

（中間貸借対照表に関する注記）

第1期中間計算期間 (2023年 9月21日現在)	
1. 信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額	
期首元本額	100,000,000円
期中追加設定元本額	14,122,485円
期中一部解約元本額	2,924,144円
2. 中間計算期間の末日における受益権の総数	111,198,341口
3. 1単位（1万口）当たりの純資産額	11,640円
（1口当たりの純資産額）	(1.1640円)

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

第1期中間計算期間 (2023年 9月21日現在)	
1. 中間貸借対照表計上額、時価およびその差額	中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	
（１）投資信託受益証券	「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。
（２）コール・ローン等の金銭債権および金銭債務	これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
（３）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

【ALAMCO ETF バランスファンド やや積極型（投資一任専用）】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

第1期中間計算期間 （2023年 9月21日現在）	
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	3,741,875
投資信託受益証券	147,959,757
未収配当金	827,958
流動資産合計	152,529,590
資産合計	152,529,590
負債の部	
流動負債	
未払受託者報酬	19,302
未払委託者報酬	829,876
未払利息	11
その他未払費用	6,557
流動負債合計	855,746
負債合計	855,746
純資産の部	
元本等	
元本	132,967,895
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	18,705,949
元本等合計	151,673,844
純資産合計	151,673,844
負債純資産合計	152,529,590

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

第1期中間計算期間 自 2023年 3月22日 至 2023年 9月21日	
営業収益	
受取配当金	1,501,004
有価証券売買等損益	13,913,912
営業収益合計	15,414,916
営業費用	
支払利息	2,894
受託者報酬	19,302
委託者報酬	829,876
その他費用	14,640
営業費用合計	866,712
営業利益又は営業損失（ ）	14,548,204
経常利益又は経常損失（ ）	14,548,204
中間純利益又は中間純損失（ ）	14,548,204
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額	-
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	4,157,745
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	4,157,745
剰余金減少額又は欠損金増加額	-
分配金	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	18,705,949

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、中間計算期間末日の金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、投資信託受益証券の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、未だ確定していない場合は予想配当金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	当ファンドの計算期間は原則として、毎年1月26日から翌年1月25日までとなっております。ただし、当ファンドは設定日が2023年 3月22日のため第1期中間計算期間は2023年 3月22日から2023年 9月21日までとなっております。

(中間貸借対照表に関する注記)

第1期中間計算期間 (2023年 9月21日現在)	
1. 信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額	
期首元本額	100,000,000円
期中追加設定元本額	32,967,895円
期中一部解約元本額	- 円
2. 中間計算期間の末日における受益権の総数	132,967,895口
3. 1単位（1万口）当たりの純資産額	11,407円
（1口当たりの純資産額）	(1.1407円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

第1期中間計算期間 (2023年 9月21日現在)	
1. 中間貸借対照表計上額、時価およびその差額	中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	
(1) 投資信託受益証券	「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。
(2) コール・ローン等の金銭債権および金銭債務	これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

【ALAMCO ETF バランスファンド 中立型（投資一任専用）】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

第1期中間計算期間 (2023年 9月21日現在)	
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	12,665,250
投資信託受益証券	131,540,971
未収配当金	600,604
流動資産合計	144,806,825
資産合計	144,806,825
負債の部	
流動負債	

第1期中間計算期間 (2023年 9月21日現在)	
未払金	9,788,623
未払受託者報酬	18,104
未払委託者報酬	778,395
未払利息	37
その他未払費用	6,097
流動負債合計	10,591,256
負債合計	10,591,256
純資産の部	
元本等	
元本	120,909,507
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	13,306,062
元本等合計	134,215,569
純資産合計	134,215,569
負債純資産合計	144,806,825

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

第1期中間計算期間 自 2023年 3月22日 至 2023年 9月21日	
営業収益	
受取配当金	1,142,302
有価証券売買等損益	10,696,531
営業収益合計	11,838,833
営業費用	
支払利息	2,596
受託者報酬	18,104
委託者報酬	778,395
その他費用	14,137
営業費用合計	813,232
営業利益又は営業損失（ ）	11,025,601
経常利益又は経常損失（ ）	11,025,601
中間純利益又は中間純損失（ ）	11,025,601
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額	987
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	2,281,508
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	2,281,508
剰余金減少額又は欠損金増加額	60
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	60
分配金	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	13,306,062

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、中間計算期間末日の金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、投資信託受益証券の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、未だ確定していない場合は予想配当金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	当ファンドの計算期間は原則として、毎年1月26日から翌年1月25日までとなっております。ただし、当ファンドは設定日が2023年 3月22日のため第1期中間計算期間は2023年 3月22日から2023年 9月21日までとなっております。
----------------------------	---

（中間貸借対照表に関する注記）

第1期中間計算期間 (2023年 9月21日現在)	
1. 信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額	
期首元本額	100,000,000円
期中追加設定元本額	20,918,488円
期中一部解約元本額	8,981円
2. 中間計算期間の末日における受益権の総数	120,909,507口
3. 1単位（1万口）当たりの純資産額	11,100円
（1口当たりの純資産額）	(1.1100円)

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

第1期中間計算期間 (2023年 9月21日現在)	
1. 中間貸借対照表計上額、時価およびその差額	
中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	
2. 時価の算定方法	
（1）投資信託受益証券	「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。
（2）コール・ローン等の金銭債権および金銭債務	これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
（3）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

【ALAMCO ETF バランスファンド やや安定型（投資一任専用）】

（1）【中間貸借対照表】

（単位：円）

第1期中間計算期間 (2023年 9月21日現在)	
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	2,898,742
投資信託受益証券	107,501,461
未収配当金	556,029
流動資産合計	110,956,232
資産合計	110,956,232
負債の部	
流動負債	
未払受託者報酬	17,602
未払委託者報酬	756,751
未払利息	8
その他未払費用	5,892
流動負債合計	780,253
負債合計	780,253
純資産の部	
元本等	
元本	101,375,390
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	8,800,589
元本等合計	110,175,979
純資産合計	110,175,979

第1期中間計算期間
(2023年 9月21日現在)

負債純資産合計	110,956,232
---------	-------------

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

第1期中間計算期間 自 2023年 3月22日 至 2023年 9月21日	
営業収益	
受取配当金	1,001,438
有価証券売買等損益	8,465,394
営業収益合計	9,466,832
営業費用	
支払利息	2,498
受託者報酬	17,602
委託者報酬	756,751
その他費用	13,925
営業費用合計	790,776
営業利益又は営業損失（ ）	8,676,056
経常利益又は経常損失（ ）	8,676,056
中間純利益又は中間純損失（ ）	8,676,056
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額	468
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	125,001
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	125,001
剰余金減少額又は欠損金増加額	-
分配金	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	8,800,589

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、中間計算期間末日の金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、投資信託受益証券の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、未だ確定していない場合は予想配当金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	当ファンドの計算期間は原則として、毎年1月26日から翌年1月25日までとなっております。ただし、当ファンドは設定日が2023年 3月22日のため第1期中間計算期間は2023年 3月22日から2023年 9月21日までとなっております。

(中間貸借対照表に関する注記)

第1期中間計算期間 (2023年 9月21日現在)	
1. 信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額	
期首元本額	100,000,000円
期中追加設定元本額	1,384,999円
期中一部解約元本額	9,609円
2. 中間計算期間の末日における受益権の総数	101,375,390口
3. 1単位（1万口）当たりの純資産額	10,868円
（1口当たりの純資産額）	(1.0868円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

第1期中間計算期間 (2023年 9月21日現在)	
1. 中間貸借対照表計上額、時価およびその差額	

中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

2. 時価の算定方法

(1) 投資信託受益証券

「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。

(2) コール・ローン等の金銭債権および金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

【ALAMCO ETF バランスファンド 安定型（投資一任専用）】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

第1期中間計算期間 (2023年 9月21日現在)	
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	2,607,251
投資信託受益証券	114,306,718
未収配当金	628,908
流動資産合計	117,542,877
資産合計	117,542,877
負債の部	
流動負債	
未払受託者報酬	17,562
未払委託者報酬	755,055
未払利息	7
その他未払費用	5,970
流動負債合計	778,594
負債合計	778,594
純資産の部	
元本等	
元本	109,443,998
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金()	7,320,285
元本等合計	116,764,283
純資産合計	116,764,283
負債純資産合計	117,542,877

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

第1期中間計算期間 自 2023年 3月22日 至 2023年 9月21日	
営業収益	
受取配当金	926,927
有価証券売買等損益	6,506,724
営業収益合計	7,433,651
営業費用	
支払利息	2,497
受託者報酬	17,562
委託者報酬	755,055

第1期中間計算期間 自 2023年 3月22日 至 2023年 9月21日	
その他費用	13,992
営業費用合計	789,106
営業利益又は営業損失（ ）	6,644,545
経常利益又は経常損失（ ）	6,644,545
中間純利益又は中間純損失（ ）	6,644,545
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額	24,775
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	702,901
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	702,901
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,386
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	2,386
分配金	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	7,320,285

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、中間計算期間末日の金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、投資信託受益証券の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、未だ確定していない場合は予想配当金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	当ファンドの計算期間は原則として、毎年1月26日から翌年1月25日までとなっております。ただし、当ファンドは設定日が2023年 3月22日のため第1期中間計算期間は2023年 3月22日から2023年 9月21日までとなっております。

（中間貸借対照表に関する注記）

第1期中間計算期間 (2023年 9月21日現在)	
1. 信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額	
期首元本額	100,000,000円
期中追加設定元本額	9,817,098円
期中一部解約元本額	373,100円
2. 中間計算期間の末日における受益権の総数	109,443,998口
3. 1単位（1万口）当たりの純資産額	10,669円
（1口当たりの純資産額）	(1.0669円)

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

第1期中間計算期間 (2023年 9月21日現在)	
1. 中間貸借対照表計上額、時価およびその差額	中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	
（１）投資信託受益証券	「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。
（２）コール・ローン等の金銭債権および金銭債務	これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
（３）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

A L A M C O E T F バランスファンド 積極型（投資一任専用）

2023年9月29日

資産総額	167,619,442円
負債総額	9,813,847円
純資産総額（ - ）	157,805,595円
発行済口数	137,152,256口
1口当たり純資産額（ / ）	1.1506円
（1万口当たり純資産額）	（11,506円）

A L A M C O E T F バランスファンド やや積極型（投資一任専用）

2023年9月29日

資産総額	197,391,804円
負債総額	22,607,382円
純資産総額（ - ）	174,784,422円
発行済口数	155,088,437口
1口当たり純資産額（ / ）	1.1270円
（1万口当たり純資産額）	（11,270円）

A L A M C O E T F バランスファンド 中立型（投資一任専用）

2023年9月29日

資産総額	133,355,449円
負債総額	482,273円
純資産総額（ - ）	132,873,176円
発行済口数	120,909,507口
1口当たり純資産額（ / ）	1.0989円
（1万口当たり純資産額）	（10,989円）

A L A M C O E T F バランスファンド やや安定型（投資一任専用）

2023年9月29日

資産総額	110,259,736円
負債総額	984,005円
純資産総額（ - ）	109,275,731円
発行済口数	101,375,390口
1口当たり純資産額（ / ）	1.0779円
（1万口当たり純資産額）	（10,779円）

A L A M C O E T F バランスファンド 安定型（投資一任専用）

2023年9月29日

資産総額	116,469,290円
------	--------------

負債総額	522,181円
純資産総額（ - ）	115,947,109円
発行済口数	109,443,998口
1口当たり純資産額（ / ）	1.0594円
（1万口当たり純資産額）	（10,594円）

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

<訂正前>

資本金の額等（2022年12月末現在）

- 1）資本金：3,000百万円
- 2）発行可能株式総数：64,000株
- 3）発行済株式総数：32,000株
- 4）最近5年における資本金の額の増減：該当事項はありません。

委託会社の機構

・会社の意思決定機構

委託会社の経営にあたる取締役は、株主総会によって選任されます。その任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までです。

取締役全員で構成される取締役会は、委託会社の経営の基本方針を決定するとともに、代表取締役を選任します。代表取締役は会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

また、常勤取締役および役付執行役員によって構成される経営会議が、取締役会から委任を受けた事項を決定します。

・投資運用の意思決定機構

- 1）ファンドの運用に際しては、社内規程等において以下に述べる意思決定プロセスにかかわる組織体および権限、責任等を定め、これに基づき業務を執行します。

また、業務執行の適切性については、適宜、内部監査部門による評価等によりその実効性を確保しています。

- a．ファンダメンタルズ分析会議でエコノミスト、アナリストおよびファンドマネジャー等による投資環境分析を行い、これを踏まえて資産別（株式および債券）運用委員会を開催し、個別資産および各プロダクトの投資戦略を決定します。

- b．投資政策委員会では、基本アセットアロケーション、ファンドの具体的な投資方針を決定します。

- 2）運用部門において、ファンドの具体的な投資方針に基づく運用を行います。

- 3）パフォーマンスレビュー委員会でパフォーマンス分析およびリスク分析、コンプライアンス委員会で法令遵守状況の審査を行い、これらを運用の意思決定プロセスにフィードバックします。

（注）委員会および部門の名称等は変更される場合があります。

<訂正後>

資本金の額等（2023年9月末現在）

- 1）資本金：3,000百万円
- 2）発行可能株式総数：64,000株
- 3）発行済株式総数：32,000株
- 4）最近5年における資本金の額の増減：該当事項はありません。

委託会社の機構

・会社の意思決定機構

委託会社の経営にあたる取締役は、株主総会によって選任されます。その任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までです。

取締役全員で構成される取締役会は、委託会社の経営の基本方針を決定するとともに、代表取締役を選任します。代表取締役は会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

また、常勤取締役および役付執行役員によって構成される経営会議が、取締役会から委任を受けた事項を決定します。

・投資運用の意思決定機構

1) ファンドの運用に際しては、社内規程等において以下に述べる意思決定プロセスにかかわる組織体および権限、責任等を定め、これに基づき業務を執行します。

また、業務執行の適切性については、適宜、内部監査部門による評価等によりその実効性を確保しています。

a. ファンダメンタルズ分析会議でエコノミスト、アナリストおよびファンドマネジャー等による投資環境分析を行い、これを踏まえて資産別(株式および債券)運用委員会を開催し、個別資産および各プロダクトの投資戦略を決定します。

b. 投資政策委員会では、基本アセットアロケーション、ファンドの具体的な投資方針を決定します。

2) 運用部門において、ファンドの具体的な投資方針に基づく運用を行います。

3) パフォーマンスレビュー委員会でパフォーマンス分析およびリスク分析、コンプライアンス委員会で法令遵守状況の審査を行い、これらを運用の意思決定プロセスにフィードバックします。

(注) 委員会および部門の名称等は変更される場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

< 訂正前 >

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社である当社は、証券投資信託の設定を行うとともに、金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)ならびに受益権の募集または私募(第二種金融商品取引業)を行っています。また金融商品取引法に定める投資助言業務を行っています。
2022年12月末現在、当社が運用を行っている証券投資信託(親投資信託を除きます。)は以下のとおりです。

種類	本数	純資産総額(百万円)
単位型株式投資信託	19	29,357
追加型株式投資信託	79	415,767
合計	98	445,124

< 訂正後 >

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社である当社は、証券投資信託の設定を行うとともに、金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)ならびに受益権の募集または私募(第二種金融商品取引業)を行っています。また金融商品取引法に定める投資助言業務を行っています。
2023年9月末現在、当社が運用を行っている証券投資信託(親投資信託を除きます。)は以下のとおりです。

種類	本数	純資産総額(百万円)
単位型株式投資信託	15	25,411
追加型株式投資信託	90	509,504
合計	105	534,915

3【委託会社等の経理状況】

< 更新後 >

1. 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の規定により「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度（2022年4月1日から2023年3月31日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

（単位：千円）

期別		第37期 (2022年3月31日)		第38期 (2023年3月31日)	
科目	注記 番号	内訳	金額	内訳	金額
（資産の部）					
流動資産					
現金・預金			3,949,031		3,739,128
前払費用	2		79,227		99,400
未収委託者報酬			411,309		321,234
未収運用受託報酬	2		503,145		406,745
未収還付法人税等			-		52,781
未収収益			0		0
その他			1,713		1,879
流動資産計			4,944,427		4,621,169
固定資産					
有形固定資産					
建物	1	6,101		6,142	
器具備品	1	20,012	26,113	12,707	18,849
無形固定資産					
電話加入権		2,776		2,776	
ソフトウェア		12,261	15,037	24,907	27,683
投資その他の資産					
投資有価証券		17,236		12,377	
関係会社株式		38,156		38,000	
長期差入保証金	2	34,836		33,442	
繰延税金資産		71,873	162,103	63,199	147,018
固定資産計			203,254		193,551
資産合計			5,147,681		4,814,721

（単位：千円）

期別		第37期 (2022年3月31日)		第38期 (2023年3月31日)	
科目	注記 番号	内訳	金額	内訳	金額
（負債の部）					
流動負債					
預り金			20,128		17,557
未払金					
未払手数料		114,561		86,457	
その他未払金	2	26,153	140,715	18,474	104,932
未払費用	2		501,514		433,474
未払法人税等			79,135		14,006
未払消費税等			64,465		21,289

賞与引当金			157,434		159,245
流動負債計			963,394		750,505
負債合計			963,394		750,505
（純資産の部）					
株主資本					
資本金			3,000,000		3,000,000
資本剰余金					
資本準備金		524,000	524,000	524,000	524,000
利益剰余金					
利益準備金		226,000		226,000	
その他利益剰余金					
繰越利益剰余金		431,916	657,916	313,892	539,892
株主資本合計			4,181,916		4,063,892
評価・換算差額等					
その他有価証券評価差額金			2,371		322
評価・換算差額等合計			2,371		322
純資産合計			4,184,287		4,064,215
負債・純資産合計			5,147,681		4,814,721

（２）【損益計算書】

（単位：千円）

期別		第37期 （自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日）		第38期 （自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日）	
科目	注記 番号	内訳	金額	内訳	金額
営業収益					
委託者報酬		3,433,631		3,374,779	
運用受託報酬		1,750,668	5,184,300	1,590,287	4,965,066
営業費用	1				
支払手数料			892,270		913,947
広告宣伝費			17,272		20,511
公告費			200		200
調査費					
調査費		585,515		618,749	
委託調査費		1,962,203		1,902,006	
図書費		1,154	2,548,872	973	2,521,730
営業雑経費					
通信費		3,236		2,663	
印刷費		18,630		21,603	
協会費		4,957		5,233	
諸会費		3,087		3,241	
その他営業雑経費		284	30,196	131	32,873
営業費用計			3,488,811		3,489,262
一般管理費	1				
給料					
役員報酬		86,424		82,820	
給料・手当		725,874		734,606	
賞与		27,470	839,769	10,325	827,752
交際費			1,081		2,192
寄付金			14,814		4,070
旅費交通費			2,025		11,143
租税公課			37,113		33,429
不動産賃借料			101,156		96,378
退職給付費用			45,809		53,027
福利厚生費			134,525		132,199

賞与引当金繰入			136,209		137,568
固定資産減価償却費			15,603		14,436
諸経費			115,846		133,434
一般管理費計			1,443,956		1,445,633
営業利益			251,532		30,170
営業外収益					
受取配当金	1		38,430		53,733
受取利息			3		3
受取賃借料			14,482		11,402
雑収入			2,570		2,202
営業外収益計			55,488		67,342
営業外費用					
雑損失			0		0
営業外費用計			0		0
経常利益			307,021		97,512
特別利益					
投資有価証券売却益			989		1,851
特別利益計			989		1,851
特別損失					
固定資産除却損	2		69		12
投資有価証券売却損			2		-
関係会社株式評価損			134		-
特別損失計			206		12
税引前当期純利益			307,804		99,352
法人税、住民税及び事業税		95,332		7,796	
法人税等調整額		7,024	88,308	9,578	17,375
当期純利益			219,496		81,976

(3) 【株主資本等変動計算書】

第37期（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本							評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額 金	評価・ 換算差額 等 合計	
		資本準 備金	資本剰余 金合計	利益準 備金	その他利 益剰余金	利益剰余 金合計				
					繰越利益 剰余金					
当期首残高	3,000,000	524,000	524,000	226,000	352,419	578,419	4,102,419	1,270	1,270	4,103,690
当期変動額										
剰余金の配当					140,000	140,000	140,000			140,000
当期純利益					219,496	219,496	219,496			219,496
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)								1,100	1,100	1,100
当期変動額合計					79,496	79,496	79,496	1,100	1,100	80,597
当期末残高	3,000,000	524,000	524,000	226,000	431,916	657,916	4,181,916	2,371	2,371	4,184,287

第38期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本							評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額 金	評価・ 換算差額 等 合計	
		資本準 備金	資本剰余 金合計	利益準 備金	その他利 益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余 金合計				
当期首残高	3,000,000	524,000	524,000	226,000	431,916	657,916	4,181,916	2,371	2,371	4,184,287
当期変動額										
剰余金の配当					200,000	200,000	200,000			200,000

当期純利益					81,976	81,976	81,976			81,976
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）								2,048	2,048	2,048
当期変動額合計					118,023	118,023	118,023	2,048	2,048	120,071
当期末残高	3,000,000	524,000	524,000	226,000	313,892	539,892	4,063,892	322	322	4,064,215

注記事項

重要な会計方針

1．有価証券の評価基準及び評価方法	(1)子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法 (2)その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの ：期末日の市場価格等に基づく時価法 （評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 市場価格のない株式等 ：移動平均法による原価法
2．固定資産の減価償却方法	(1)有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は、建物6年～24年、器具備品4年～15年であります。 (2)無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
3．引当金の計上基準	賞与引当金 従業員に対する賞与の支払いに備えるため、将来の支給見込額のうち、当期の負担額を計上しております。
4．収益及び費用の計上基準	(1)委託者報酬 投資信託運用サービスの提供については、契約期間にわたり均一のサービスを提供するものであるため、時の経過に応じて履行義務が充足されると判断しており、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。 (2)運用受託報酬 投資一任口座又は投資助言口座の運用サービスの提供については、契約期間にわたり均一のサービスを提供するものであるため、時の経過に応じて履行義務が充足されると判断しており、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。 (3)成功報酬 成功報酬については、対象となる投資一任口座の特定のベンチマーク又はその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した段階で収益として認識しております。
5．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

会計方針の変更

1．時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用 当事業年度より、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下、「時価算定会計基準適用指針」という。）を適用しております。 また、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。 これに伴い、投資信託の時価にレベルを付しております。 なお、「金融商品関係」注記の金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項における投資信託に関する注記事項においては、時価算定会計基準適用指針第27-3項に従って、前事業年度に係るものについては記載しておりません。

注記事項

(貸借対照表関係)

(単位：千円)

	第37期	第38期
--	------	------

項目	(2022年3月31日)	(2023年3月31日)
1 有形固定資産の減価償却累計額		
建物	41,946	42,766
器具備品	131,450	140,161
2 関係会社に対する資産及び負債		
前払費用	6,106	6,106
未収運用受託報酬	4,347	4,346
長期差入保証金	39,651	39,651
未払金	-	4,434
未払費用	8,614	8,164

(損益計算書関係)

(単位：千円)

項目	第37期 (自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日)	第38期 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)
1 関係会社との取引に係るもの		
営業費用	173,460	178,477
一般管理費	199,197	208,086
受取配当金	38,250	53,550
2 固定資産除却損の内訳		
器具備品	69	12

(株主資本等変動計算書関係)

第37期 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
発行済株式				
普通株式	32,000	-	-	32,000
合計	32,000	-	-	32,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年6月28日 定時株主総会	普通株式	140,000,000	4,375	2021年3月31日	2021年6月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の 総額 (円)	配当の原資	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年6月24日 定時株主総会	普通株式	200,000,000	利益剰余金	6,250	2022年3月31日	2022年6月25日

第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
発行済株式				
普通株式	32,000	-	-	32,000
合計	32,000	-	-	32,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2022年6月24日 定時株主総会	普通株式	200,000,000	6,250	2022年3月31日	2022年6月25日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の 総額（円）	配当の原資	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2023年6月28日 定時株主総会	普通株式	80,000,000	利益剰余金	2,500	2023年3月31日	2023年6月29日

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、第二種金融商品取引業（委託者指図型投資信託の受益権の募集または私募に係る業務）、投資助言・代理業（投資顧問契約に係る業務）及び投資運用業（投資一任契約に係る業務及び投資信託に係る業務）を営んでおります。

当社の金融商品に対する取組方針に関しましては、資産運用を行うに当たっては、会社経営の社会性・公共性の観点から問題を生ぜしめないように十分な配慮を行い、財務健全性の見地からリスク分散を図るとともに、経営体力に見合ったものとするよう定めております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する金融商品には、関係会社株式及び投資信託が含まれております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社の金融商品に係るリスク管理体制に関しましては、対象となる運用資産、取引、コンプライアンスチェック等を定めるとともに、実際に保有する金融商品については、定期的に発行体の財務状況、時価等を把握し、保有状況を見直すよう努めております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、市場価格のない株式は、次表には含めておりません（（注2）参照）。また、現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未払費用は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

第37期（2022年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券 其他有価証券	17,236	17,236	-

第38期（2023年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券 其他有価証券	12,377	12,377	-

（注1）投資有価証券に関する事項

投資有価証券は基準価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

（注2）市場価格のない株式の貸借対照表計上額は次のとおりであり、「投資有価証券」には含めておりません。

（単位：千円）

区分	2022年3月31日	2023年3月31日
非上場株式	38,156	38,000

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品

第37期（2022年3月31日）

当該金融商品は投資信託のみであり、投資信託の時価はレベルごとの内訳表記をしておりません。投資信託の当事業年度の貸借対照表計上額は17,236千円です。

第38期（2023年3月31日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
其他有価証券				
其他	-	12,377	-	12,377
合計	-	12,377	-	12,377

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な解約制限がない非上場投資信託であり、基準価額を時価としております。

（有価証券関係）

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式25,500千円、関連会社株式12,500千円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式25,656千円、関連会社株式12,500千円）は、市場価格がないことから、貸借対照表日における時価及び貸借対照表計上額と当該時価との差額の記載は省略しております。

2. その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

第37期（2022年3月31日）

（単位：千円）

	種類	取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	投資信託	8,841	12,732	3,891
	小計	8,841	12,732	3,891
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	投資信託	4,977	4,503	473
	小計	4,977	4,503	473

合計	13,818	17,236	3,418
----	--------	--------	-------

第38期（2023年3月31日）

（単位：千円）

	種類	取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	投資信託	7,857	9,038	1,180
	小計	7,857	9,038	1,180
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	投資信託	4,054	3,339	714
	小計	4,054	3,339	714
合計		11,911	12,377	465

3. 事業年度中に売却したその他有価証券

第37期（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計	売却損の合計
投資信託	5,955	989	2
合計	5,955	989	2

第38期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計	売却損の合計
投資信託	3,830	1,851	-
合計	3,830	1,851	-

（デリバティブ取引関係）

当社はデリバティブ取引を利用しておりませんので、該当事項はありません。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出年金法の施行に伴い、2007年3月より確定拠出年金制度を採用しております。

2. 退職給付費用の内訳

（単位：千円）

	第37期 （自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日）	第38期 （自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日）
確定拠出掛金等	45,809	53,027

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳

（単位：千円）

	第37期 （2022年3月31日）	第38期 （2023年3月31日）
繰延税金資産		
未払事業税	5,877	2,462
未払事業所税	1,044	1,035
賞与引当金	48,247	44,118
未払役員報酬	393	385
未払法定福利費	7,501	6,958
未払寄付金	688	654
未払確定拠出掛金	1,159	1,143
未返還投資顧問料	1,197	1,133
未払監査費用	4,582	5,447
未払特別法人事業税	1,618	-
未払調査費	396	-

関係会社株式評価損	3,730	-
敷金	3,018	3,185
税務上の繰延資産	212	-
小計	79,669	66,527
評価性引当額	6,749	3,185
繰延税金資産合計	72,920	63,341
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	1,046	142
繰延税金負債合計	1,046	142
繰延税金資産の純額	71,873	63,199

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった項目別の内訳

（単位：％）

	第37期 (2022年3月31日)	第38期 (2023年3月31日)
法定実効税率	30.62	30.62
（調整）		
永久に損金に算入されない項目	1.09	3.99
永久に益金に算入されない項目	3.81	15.84
住民税均等割	0.74	2.30
評価性引当額の増減	0.07	3.59
その他	0.04	0.02
税効果会計適用後の法人税等の負担率	28.68	17.50

3. 法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示

当社は、当事業年度より、朝日生命保険相互会社を通算親会社としてグループ通算制度を適用しております。

これに伴い、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従っております。

（持分法損益等）

（単位：千円）

	第37期 (自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日)	第38期 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)
関連会社等に対する投資の金額	38,000	38,000
持分法を適用した場合の投資の金額	179,112	183,024
持分法を適用した場合の投資利益の金額	55,138	57,461

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち、貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

当社はオフィスの不動産貸借契約に基づき、オフィスの退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

当該資産除去債務については、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積もり、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

この見積もりにあたり、使用見込期間は当該オフィスビルの耐用年数である50年を採用しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

（単位：千円）

	第37期 （自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日）	第38期 （自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日）
期首残高	17,946	17,401
増減額（ は減少）	545	545
期末残高	17,401	16,855

（収益認識に関する注記）

1. 収益を分解した情報

（単位：千円）

	第37期 （自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日）	第38期 （自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日）
委託者報酬	3,433,631	3,374,779
運用受託報酬	1,633,478	1,590,287
成功報酬	117,189	-
合計	5,184,300	4,965,066

2. 収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針 4．収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

（セグメント情報等）

〔セグメント情報〕

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

〔関連情報〕

第37期（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益については、損益計算書に記載しております。

2. 地域ごとの情報

（1）営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が、貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称または氏名	営業収益
朝日生命保険相互会社	576,970

なお、制度上顧客情報を知りえない営業収益については、判定対象から除いております。

第38期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益については、損益計算書に記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が、貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称または氏名	営業収益
朝日生命保険相互会社	549,454

なお、制度上顧客情報を知りえない営業収益については、判定対象から除いております。

〔報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報〕

該当事項はありません。

〔報告セグメントごとののれん償却額及び未償却残高に関する情報〕

該当事項はありません。

〔報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報〕

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

親会社及び法人主要株主等

第37期（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 被所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	朝日生命保険相互会社	新宿区	91,000	生命保険業	(被所有) 直接100%	投資顧問契約に基づく資産運用受託、役員の兼任	運用受託報酬	46,414	未収運用受託報酬	4,347
							出向者人件費の支払、賃借料・共益費支払他	199,197	前払費用	6,106

第38期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	朝日生命保険相互会社	新宿区	51,000	生命保険業	(被所有) 直接100%	投資顧問契約に基づく資産運用受託、役員の兼任	運用受託報酬	46,085	未収運用受託報酬	4,346
							出向者人件費の支払、賃借料・共益費支払他	208,086	前払費用	6,106
									未払金	4,434

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

投資顧問契約については、一般の顧客と同様の取扱いをしております。

証券投資信託受益証券の募集販売の取引条件については、一般の販売会社と同様の取扱いをしております。

3. 営業費用のうち、賃借料・共益費については、朝日不動産管理株式会社が収納事務の代理を行っており、同社を経由した取引となっております。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

朝日生命保険相互会社（相互会社であるため上場しておりません）

（1株当たり情報）

（単位：円）

項目	第37期 （自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日）	第38期 （自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日）
1株当たり純資産額	130,758.98	127,006.74
1株当たり当期純利益	6,859.25	2,561.77

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（注）1株当たりの当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第37期 （自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日）	第38期 （自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日）
損益計算書上の当期純利益	219,496千円	81,976千円
普通株主に帰属しない金額	-	-
普通株式に係る当期純利益	219,496千円	81,976千円
普通株式の期中平均株式数	32,000株	32,000株

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

<訂正前>

<受託会社>

名称

みずほ信託銀行株式会社

資本金の額（2022年9月末現在）

247,369百万円

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

（参考）再信託受託会社の概要

名 称：株式会社日本カストディ銀行

資本金の額：51,000百万円（2022年9月末現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

<販売会社>

名称	資本金の額 (単位：百万円)	事業の内容
アイザワ証券株式会社	3,000	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

（注）資本金の額は、2022年9月30日現在を記載しています。

< 訂正後 >

< 受託会社 >

名称

みずほ信託銀行株式会社

資本金の額（2023年3月末現在）

247,369百万円

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

（参考）再信託受託会社の概要

名 称：株式会社日本カストディ銀行

資本金の額：51,000百万円（2023年3月末現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

< 販売会社 >

名称	資本金の額 (単位：百万円)	事業の内容
アイザワ証券株式会社	3,000	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

（注）資本金の額は、2023年3月末現在を記載しています。

独立監査人の中間監査報告書

2023年11月17日

朝日ライフ アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 稲葉 宏和
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているALAMCO ETFバランスファンド 積極型（投資一任専用）の2023年3月22日から2023年9月21日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ALAMCO ETFバランスファンド 積極型（投資一任専用）の2023年9月21日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2023年3月22日から2023年9月21日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、朝日ライフ アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

朝日ライフ アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- （注）１．上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
- ２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

2023年11月17日

朝日ライフ アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 稲葉 宏和
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているALAMCO ETFバランスファンド やや積極型（投資一任専用）の2023年3月22日から2023年9月21日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ALAMCO ETFバランスファンド やや積極型（投資一任専用）の2023年9月21日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2023年3月22日から2023年9月21日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、朝日ライフ アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

朝日ライフ アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- （注）１．上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
- ２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

2023年11月17日

朝日ライフ アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 稲葉 宏和
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているALAMCO ETFバランスファンド 中立型（投資一任専用）の2023年3月22日から2023年9月21日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ALAMCO ETFバランスファンド 中立型（投資一任専用）の2023年9月21日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2023年3月22日から2023年9月21日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、朝日ライフ アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

朝日ライフ アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- （注）１．上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
- ２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

2023年11月17日

朝日ライフ アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 稲葉 宏和
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているALAMCO ETFバランスファンド やや安定型（投資一任専用）の2023年3月22日から2023年9月21日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ALAMCO ETFバランスファンド やや安定型（投資一任専用）の2023年9月21日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2023年3月22日から2023年9月21日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、朝日ライフ アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

朝日ライフ アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- （注）１．上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
- ２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

2023年11月17日

朝日ライフ アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 稲葉 宏和
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているALAMCO ETFバランスファンド 安定型（投資一任専用）の2023年3月22日から2023年9月21日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ALAMCO ETFバランスファンド 安定型（投資一任専用）の2023年9月21日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2023年3月22日から2023年9月21日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、朝日ライフ アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

朝日ライフ アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- （注）１．上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
- ２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2023年6月28日

朝日ライフ アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 窪 寺 信
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 稲 葉 宏 和
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている朝日ライフ アセットマネジメント株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第38期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、朝日ライフ アセットマネジメント株式会社の2023年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注） １．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。